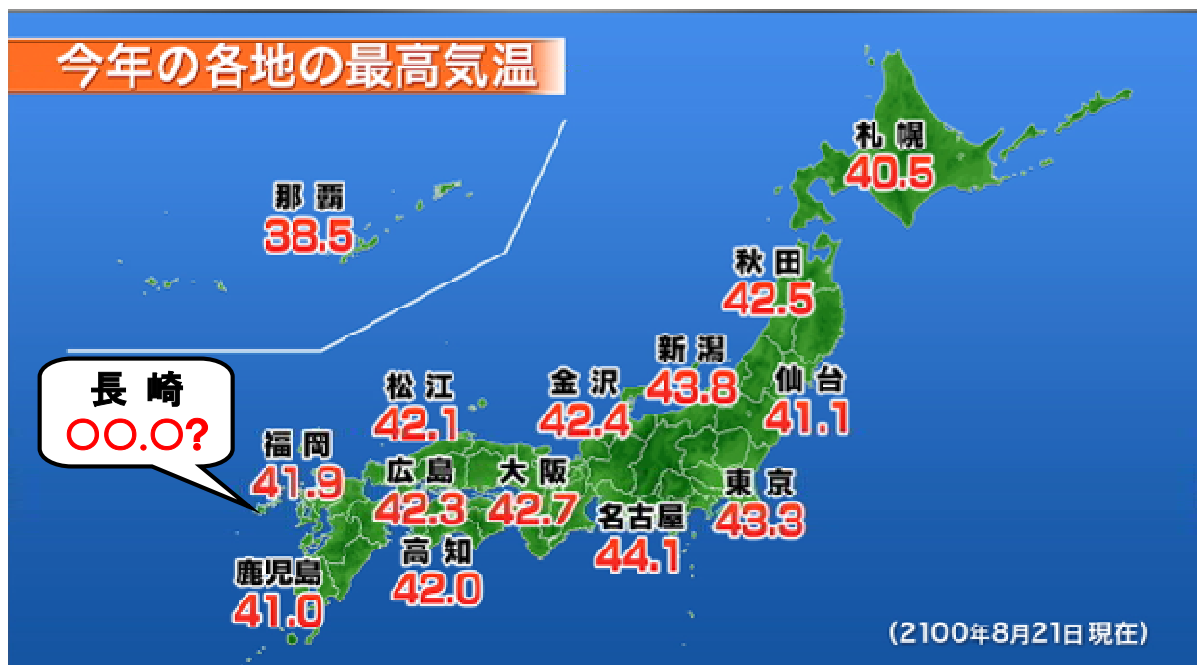


長崎市第三次環境基本計画（改訂版）

～豊かな環境を守り活かし、みんなで未来を切り開く～

■ 2100 年 未来の天気予報



(出典：環境省「2100 年 未来の天気予報」を加工して作成)

このまま有効な対策をとらずに地球温暖化が進行すると、2000 年頃からの平均気温が最大 4.8℃上昇すると予測されています。上記の画像は、気候変動政府間パネル（IPCC）第 5 次評価報告書における世界の平均気温上昇が最も大きくなりうるケースを想定し、また、最新の気象状況等を踏まえ、産業革命以前の気温上昇を 1.5℃に抑える目標を達成できなかった場合の 2100 年の天気予報です。

このような 2100 年を迎えないためにも、私たちが今できる環境行動を実践していくことで、みんなで未来を切り開いていきましょう。

長 崎 市

ながさき環境都市宣言
～人と自然と文化が輝き続けるまち長崎～

私たちのまち長崎市は、海や山がおりなす豊かな自然によって育まれ、起伏に富んだ地形は特徴的な斜面市街地を形成しています。また、長崎港を中心とした諸外国との交流の中から、多様な文化や伝統を生み出した歴史あるまちです。

この、世界に誇れるかけがえのない長崎のまちをまもり育て、市民が将来にわたって健康でこころ豊かに暮らせるように、きれいな空気と水、豊かな生きもの、そして貴重な歴史遺産を大切に引き継いでいくのは、私たちの責任です。

私たち長崎市民は、共に考え、行動し、「環境を大切にするまち」をつくることを宣言します。

- 1 私たちは、ペーロンのはしる光きらめく海、ハタの舞うさわやかな風を感じ、おいしい空気と水をたのしめるまちをつくります。
- 1 私たちは、小鳥のさえずりで目覚め、ホタル狩りができるような豊かな自然を求め、多くの生きものと共に住める清流と緑豊かなまちをつくります。
- 1 私たちは、出島をはじめとする輝かしい歴史と文化遺産をまもり活かし、文化のかけ高いまちをつくります。
- 1 私たちは、みんなの知恵と工夫で、太陽からもらったエネルギーと限りある地球資源を大切にし、ごみのない美しいまちをつくります。
- 1 私たちは、原子爆弾を受けながらも生きぬいた被爆クスノキのように、自然と平和の大切さを将来へ引き継ぎ、地球環境保全に貢献できるまちをつくります。

平成 13 年（2001 年）12 月 3 日

長 崎 市

はじめに



今、わたしたちの住む長崎市は、市街地を取り囲むように標高 300m から 400m 級の緑豊かな山々が連なり、リアス式の複雑で美しい海岸線とあいまって、日々豊かな自然を感じることができます。

鎖国時代に唯一の貿易港であった歴史と長崎港の開港により栄えた歴史から、端島炭坑（軍艦島）や大浦天主堂などの世界遺産の構成資産のほかにも異国情緒豊かな文化遺産が街のいたる所に数多く残ります。また、長崎市は人類史上 2 番目に原爆が投下されたまちであり、世界中から数多くの人々が訪れ平和を願います。

環境というと、以前はごみの問題や水質、大気の問題など、生活環境に密着した問題が多く話題となっていました。近年では、国内外で数十年に一度といわれるような豪雨や台風などによる深刻な気象災害が多発し、気候変動に関する話題が頻繁になされるようになりました。

このように地球規模での環境への関心が日ごとに高まっていく中であって、国においては、気候危機宣言やカーボンニュートラル宣言、プラスチック資源の循環戦略など環境に関する様々な対策が打ち出され、長崎市においても、令和 32 年（2050 年）までに CO₂ 排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ長崎」宣言を令和 3 年 3 月に行いました。その実現に向けて、今、最も重要なことは、各種団体や事業者、市役所による取り組みの加速とともに、市民一人ひとりが当事者として自ら考え、起こす環境行動の広がりです。

今般、わたしたちは、世界中のコロナ禍による危機を目の当たりにし、当たり前の日常がいくとも簡単に失われてしまうということを経験しました。また、このまま有効な対策をとらずに地球温暖化が進行した場合、環境省の「2100 年 未来の天気予報」（表紙掲載）の試算のように九州の夏は 42 度まで上昇する可能性があり、日常生活が一変するような危機的状況を迎えていることも知っています。

このような現状を踏まえ、令和 12 年度（2030 年度）までとなる本計画は、「豊かな環境を守り活かし、みんなで未来を切り開く」ことをテーマに、「地球温暖化対策の加速」と「一人ひとりの環境行動の定着」を重点化方針としました。

「人と自然と文化が輝き続けるまち長崎」の実現に向け、皆様のより一層のご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、本計画の改訂にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただいた長崎市環境審議会委員の皆様、アンケート等にご協力いただいた市民・事業者の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和 8 年 8 月

長崎市長 鈴木 史朗

目 次

第1部

計画の概要

1~18

第1章	環境基本計画とは	1
第1節	計画策定の背景と目的	2
第2節	計画の位置づけ	3
第3節	基本理念	4
第4節	めざす環境像	5
第5節	計画の範囲と期間	6
第6節	計画推進の主体と役割	7
第7節	取組みの体系図	8
第8節	「持続可能な開発目標（SDGs）」との関係	10
第2章	計画をすすめるために	15
第1節	計画の推進体制	16
第2節	計画の進行管理	18

第2部

計画の実現に向けた取組み

19~60

第1章	地球環境（ゼロカーボンシティ長崎の実現）	19
	市民・団体の行動例一覧	20
	成果指標一覧	21
第1節	日常生活・事業活動の省エネルギー化 及びCO ₂ の吸収の促進	22
第2節	再生可能エネルギーの導入・利活用と 環境関連産業の活性化	28
第2章	循環型社会（資源の有効活用）	31
第1節	ごみ排出量の削減と資源循環の推進	32
第2節	環境負荷の少ない廃棄物処理の推進	36
第3章	地域環境（豊かな地域環境の保全と活用）	39
第1節	豊かな自然環境の保全・共生	40
第2節	良好な生活環境の確保	44
第4章	都市環境（環境にやさしいまちづくりの推進）	49
第1節	環境と調和した快適なまちづくり	50
第5章	環境意識・行動（環境意識・行動の定着）	53
第1節	当事者意識の醸成	54
第2節	環境行動の定着	58

第3部

資料編

61~79

第1部 計画の概要

第1章 環境基本計画とは

- 第1節 計画策定の背景と目的
- 第2節 計画の位置づけ
- 第3節 基本理念
- 第4節 めざす環境像
- 第5節 計画の範囲と期間
- 第6節 計画推進の主体と役割
- 第7節 取組みの体系図
- 第8節 「持続可能な開発目標（SDGs）」との関係

第1節 計画策定の背景と目的

今、わたしたちの住む長崎市には、まちを取り囲む美しい海と緑豊かな山々があります。

鎖国時代に唯一の貿易港であった歴史と長崎港の開港により栄えた歴史から、端島炭坑（軍艦島）や大浦天主堂などの世界遺産の構成資産のほかにも異国情緒豊かな文化遺産が今も数多く残ります。

また、長崎市は人類史上2番目に原爆が投下されたまちであり、世界中から数多くの人々が訪れ、平和を願います。

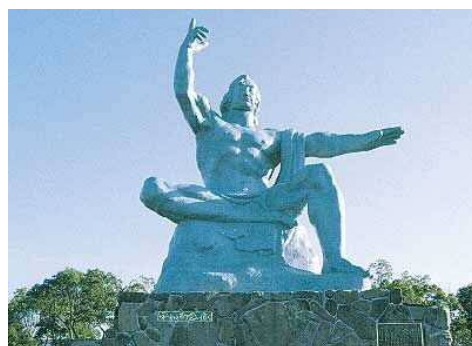
これら他都市に類を見ない豊かな環境と歴史を将来の世代に引き継ぐため、長崎市では、平成11年に環境の保全と創造に向けた取組みをすすめる「長崎市環境基本条例」を制定しました。

また、平成12年には「長崎市環境基本計画」、平成23年には「長崎市第二次環境基本計画～環境とともに学び、育み、行動するまちをめざして～」を策定し、市民・団体、事業者、市役所が一体となって環境保全に関する取組みをすすめてきました。

その一方で、近年ではプラスチックごみによる海洋生態系への被害や豪雨などの深刻な気象災害が多発し、気候変動の影響への関心の高まりとともに、一人ひとりの具体的な環境行動が求められるようになっていきます。

このような現状や社会情勢の変化を踏まえ、令和12年度（2030年度）までとなる本計画は、「地球環境」「循環型社会」「地域環境」「都市環境」「環境意識・行動」分野において、「豊かな環境を守り活かし、みんなで未来を切り開く」ことをテーマに、「地球温暖化対策の加速」と「一人ひとりの環境行動の定着」を重点化方針として、「人と自然と文化が輝き続けるまち長崎」の実現を目指します。

また、長崎市の特異で重層的な歴史から成る「世界平和」と「文化遺産」の継承については、長崎市にとって欠かすことのできない基盤として、すべての目標・施策の推進にあたって包括的かつ横断的に取組みをすすめていきます。



■平和祈念像



■端島炭坑（軍艦島）

第2節 計画の位置づけ

（１）環境基本条例の基本理念の実現に向けた計画

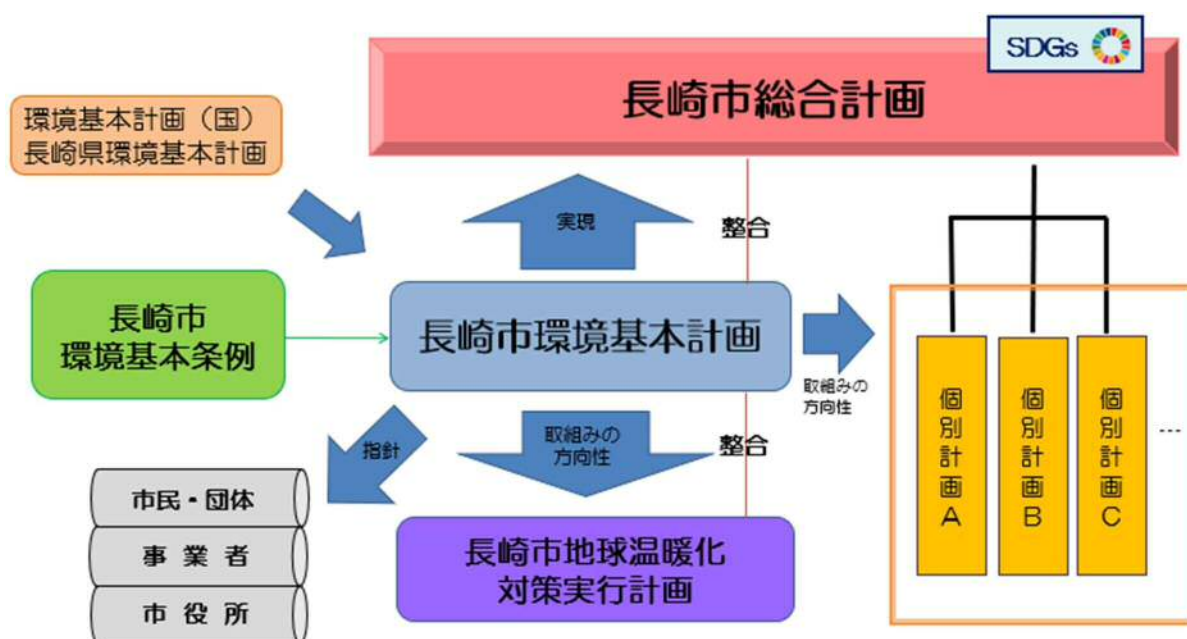
長崎市環境基本計画は、「長崎市環境基本条例」の規定に基づき策定するもので、同条例の基本理念にのっとり、環境の保全と創造に関する各種取組みを総合的かつ計画的にすすめることを目的としています。

（２）総合計画を環境面から実現する計画

長崎市総合計画の着実な進展を環境面から実現する計画と位置づけます。また、長崎市環境基本計画の個別実行計画である「長崎市地球温暖化対策実行計画」やその他の個別計画に対し、長崎市の環境の保全と創造に関する取組みの基本的な方向性を示すものです。また、計画の推進及び実現によって「持続可能な開発目標（SDGs）」の推進及び目標達成にもつながります。（P10 第8節「持続可能な開発目標（SDGs）」との関係を参照）

（３）市民・団体、事業者、市役所の行動指針

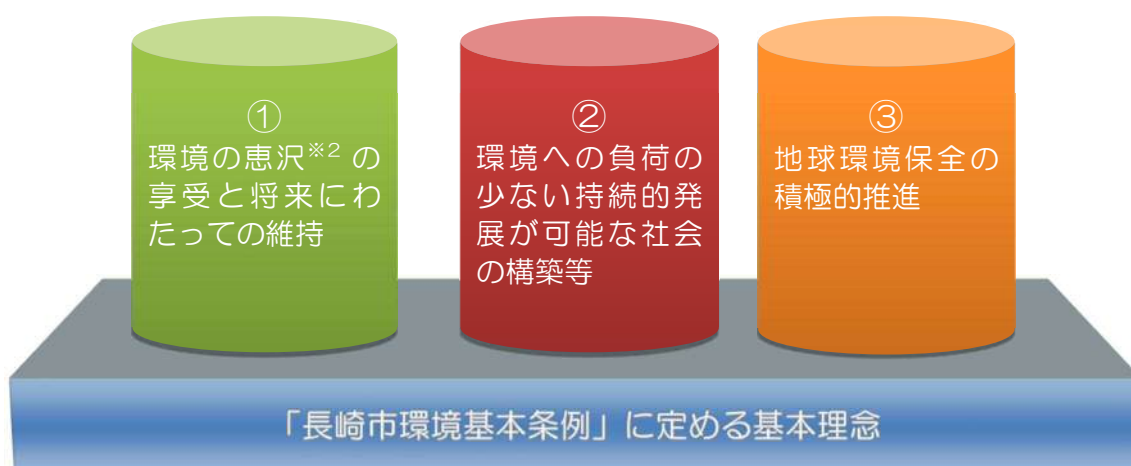
健全で恵み豊かな環境を将来に引き継ぐためには、市民・団体、事業者、市役所の積極的な取組みと連携・協働が不可欠です。長崎市環境基本計画は、各主体の役割と共有する目標を掲げ、市民・団体や事業者のめざすべき方向性を示すことにより、市民・団体、事業者、市役所の三者が一体となり、持続可能な社会を実現していくための指針となるものです。



第3節 基本理念

「長崎市環境基本条例」では、環境の保全及び創造について次の3つの基本理念^{※1}を定めています。

この計画は、条例で掲げる基本理念に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的にすすめるものです。



^{※1}「基本理念」は、環境をなぜ、どのように守っていくのかという行動原理を明らかにするものです。

^{※2}「環境の恵沢」とは、人間に対して環境が与える無形の恩恵や有形のめぐみのことをいいます。

① 環境の恵沢の享受と将来にわたっての維持

環境がもたらす恩恵は、健康で文化的な生活に欠かすことのできないものです。私たちは、この健全で恵み豊かな環境の恩恵を受けるとともに、将来の世代へ確実に引き継いでいくよう、環境の保全と創造に取り組まなければなりません。

② 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等

環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会をつくるため、市民・事業者や国・県・市の各主体が連携し、それぞれの立場に応じた役割のもと、環境の保全と創造に自主的に取り組まなければなりません。

③ 地球環境保全の積極的推進

地球環境は、人々の日常生活や事業活動が密接に関わっていることから、地球環境の保全は、全員参加のもと積極的かつ着実にすすめる必要があります。

第4節 めざす環境像

本計画で長崎市がめざす将来像を「めざす環境像」として示しています。この「めざす環境像」は、21世紀半ばを展望し設定した「長崎市環境基本計画（平成12年3月策定）」のめざす姿を受け継いでいます。

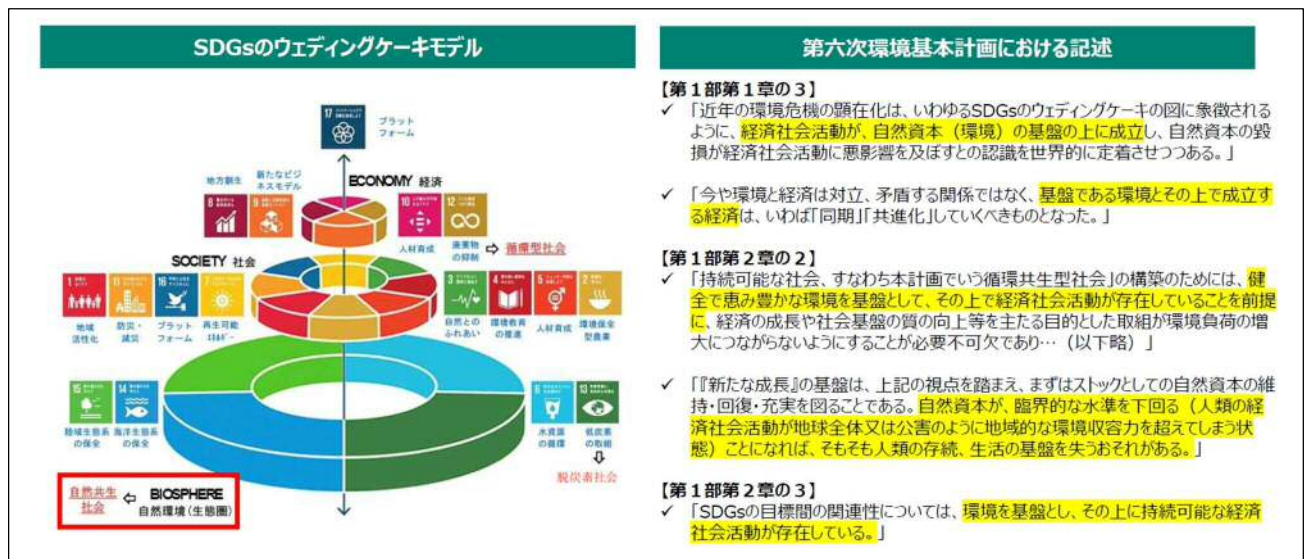
長崎市の山と海に囲まれた恵み豊かな自然環境と先人が築いてきた数々の異国情緒あふれる文化や平和への想いを未来へと引き継ぎ、将来にわたって魅力のあるまちをめざします。



人と自然と文化が輝き続けるまち長崎

～豊かな環境を守り活かし、みんなで未来を切り開く～

また、令和6年5月に閣議決定された国の第六次環境基本計画において、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる文明を実現していく、持続可能な社会としての「循環共生型社会」が提唱されました。長崎市においても、地域の豊かな環境を守りつつ、再生可能エネルギーをはじめとした地域資源を最大限活用しながら、市民・団体、事業者、市役所が一丸となって深刻化する気候変動などの様々な課題に立ち向かい、「人と自然と文化が輝き続けるまち長崎」の実現をめざします。



出典：第六次環境基本計画の概要（環境省）

第5節 計画の範囲と期間

(1) 地域の範囲

計画が対象とする地域は、長崎市全域とします。

ただし、広域的な取組みを必要とする場合については、国や県、近隣自治体との連携を図ります。

(2) 環境の範囲

計画が対象とする環境の範囲は、次の5つの分野に大別します。「長崎市環境基本条例」に定める基本理念にのっとり、身近な日常生活から地球規模の環境まで幅広いものとなっています。なお、長崎市の特異で重層的な歴史から成る「世界平和」と「文化遺産」の継承については、長崎市にとって欠かすことのできない基盤として、すべての目標・施策の推進にあたって包括的かつ横断的に取組みをすすめていきます。

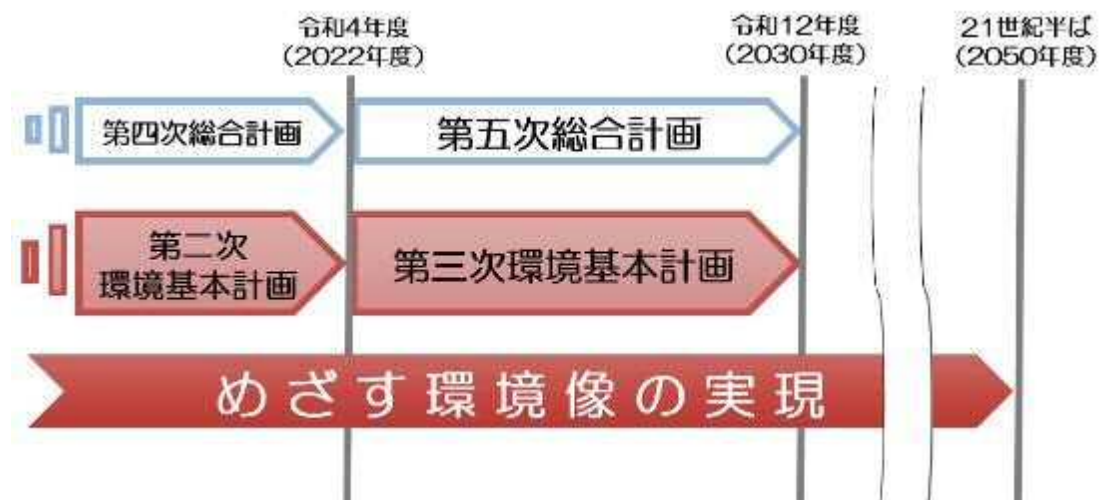
【環境分野】



※Education for Sustainable Development の略で「持続可能な開発のための教育」の和訳。(詳細はP56)

(3) 期間

計画の期間は、上位計画である「長崎市第五次総合計画」との整合を図り、令和4年度から令和12年度(2030年度)までの9年間とします。



第6節 計画推進の主体と役割

計画推進の主体は、市民・団体、事業者、市役所に加え、市外からの通勤・通学者や観光客など、長崎市に来訪するすべての人を含むものとします。

長崎市では、あらゆるまちづくりの担い手が「長崎のまちをみんなでつくる」「自分たちのまちは自分たちでよくする」という気持ちを共有し、参画と協働によるまちづくりに取り組むため、まちづくりの基本的な考え方やルール、役割分担などを定めた「長崎市よかまちづくり基本条例」を平成27年に制定しました。

環境分野においても、長崎市がめざす環境の将来像を実現するためには、市民・団体、事業者、市役所がそれぞれの果たすべき役割を理解し、一体となって取り組んでいくことが必要です。

【それぞれの役割】

当事者意識を強く持ち、日常生活の中でできる身近な環境行動を継続して実践します。

また、自治会や各種団体の地域コミュニティの取組みに積極的に参加・協力します。



市民・団体

事業活動に伴う環境法令を遵守するとともに、ごみの減量、環境負荷の少ない設備への転換、事業所の緑化など環境に配慮した活動に取り組み、持続可能なまちづくりに貢献します。

また、各種団体や市役所が実施する環境に関する取組みにも積極的に参加します。



事業者



市役所

社会情勢や環境の変化に応じて、必要となる取組みや制度を整備し、各主体が環境活動に取り組みやすい仕組みづくりをすすめます。

また、率先して環境に関する取組みをすすめます。

通勤・通学者
観光客



通勤、通学、観光の際には、徒歩や自転車、公共交通機関を利用するなど環境にやさしい移動手段を選び、自動車を使用する際はエコドライブに努めるなどスマートムーブの取組みを実践します。

また、ごみを出す際には長崎市のごみの分別ルールを守ります。

第7節

取組みの体系図



個別目標・施策	取組みの柱
日常生活・事業活動の省エネルギー化及びCO ₂ の吸収の促進	●温室効果ガスの排出を抑制する緩和策（排出削減）を推進します ●省エネ設備等の普及を促進します ●気候変動の影響に対する適応策を推進します
再生可能エネルギーの導入・利活用と環境関連産業の活性化	●再生可能エネルギーの地産地消を推進します ●環境と経済をともに伸ばします
ごみ排出量の削減と資源循環の推進	●資源物分別収集を促進します ●ごみ排出量を削減します
環境負荷の少ない廃棄物処理の推進	●廃棄物を適正に処理します ●処理施設の整備等をすすめます
豊かな自然環境の保全・共生	●自然環境の保全と共生の機会を創出します ●森林の整備と利用を促進します
良好な生活環境の確保	●大気環境を守ります ●健全な水の循環を守ります ●騒音・振動のないまちをつくります
環境と調和した快適なまちづくり	●地域の景観や自然などの個性を活かしたまちづくりをすすめます ●安全・安心でコンパクトなまちづくりをすすめます
当事者意識の醸成	●幅広い世代が環境行動を実践する機会を創出します ●環境への意識と行動を高める情報発信に取り組みます
環境行動の定着	●環境行動の担い手を育成していきます ●多様な主体が連携し環境行動の輪を広げます

重点化

重点化

第8節 「持続可能な開発目標（SDGs）」との関係

長崎市第五次総合計画においては、めざす都市像の実現に向けた各施策と「持続可能な開発目標（SDGs）」がめざす17のゴールを関連付け、その達成に向けた取組みを一体的に推進していくこととしています。

長崎市第五次総合計画を環境面から実現する本計画についても、計画の推進及び実現によってSDGsの推進及びゴールの達成につながるものとしており、各施策と17のゴールとの関係を次のとおり整理しています。

計画に掲げる施策	SDGsの17のゴール				
	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう
地球環境					
ゼロカーボンシティの実現					
日常生活・事業活動の省エネルギー化及びCO₂の吸収の促進					
温室効果ガスの排出を抑制する緩和策（排出削減）を推進します				●	
省エネ設備等の普及を促進します					
気候変動の影響に対する適応策を推進します			●	●	
再生可能エネルギーの導入・利用と環境関連産業の活性化					
再生可能エネルギーの地産地消を推進します					
環境と経済をともに伸ばします					
循環型社会					
資源の有効活用					
ごみ排出量の削減と資源循環の推進					
資源物分別収集を促進します					
ごみ排出量を削減します					
環境負荷の少ない廃棄物処理の推進					
廃棄物を適正に処理します					
処理施設の整備等をすすめます					
地域環境					
豊かな地域環境の保全と活用					
豊かな自然環境の保全・共生					
自然環境の保全と共生の機会を創出します					
森林の整備と利用を促進します					
良好な生活環境の確保					
大気環境を守ります					
健全な水の循環を守ります					
騒音・振動のないまちをつくります					
都市環境					
環境にやさしいまちづくりの推進					
環境と調和した快適なまちづくり					
地域の景観や自然などの個性を活かしたまちづくりをすすめます					
安全・安心でコンパクトなまちづくりをすすめます					
環境意識・行動					
環境意識・行動の定着					
当事者意識の醸成					
幅広い世代が環境行動を実践する機会を創出します				●	
環境への意識と行動を高める情報発信に取り組みます				●	
環境行動の定着					
環境行動の担い手を育成していきます				●	
多様な主体が連携し環境行動の輪を広げます				●	

6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
											
安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさを守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう
●	●	●	●		●	●	●	●	●		●
	●	●	●		●	●					●
●	●				●		●	●	●		●
	●	●	●		●	●	●		●		●
	●	●	●			●					●
		●			●	●					●
		●			●	●					●
		●			●	●		●	●		●
		●			●	●		●	●		●
●							●	●	●		●
						●	●		●		●
					●		●				●
●					●		●	●	●		●
					●		●				●
					●						●
					●						●
●					●	●	●	●	●		●
●					●	●	●	●	●		●
●					●	●	●	●	●		●
●					●	●	●	●	●		●

持続可能な開発目標 (SDGs)について

SDGsとは

SDGs(Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標)は、「誰一人取り残さない(leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。



SDGsの構造

17のゴールは、①貧困や飢餓、教育など未だに解決を見ない社会面の開発アジェンダ、②エネルギーや資源の有効活用、働き方の改善、不平等の解消などすべての国が持続可能な形で経済成長を目指す経済アジェンダ、そして③地球環境や気候変動など地球規模で取り組むべき環境アジェンダといった世界が直面する課題を網羅的に示しています。SDGsは、これら社会、経済、環境の3側面から捉えることのできる17のゴールを、統合的に解決しながら持続可能なよりよい未来を築くことを目標としています。

人間の安全保障との関連性

我が国は脆弱な立場にある一人一人に焦点を当てる「人間の安全保障」の考え方を国際社会で長年主導してきました。「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、こうした考え方とも一致するものです。

SDGsの特徴

前身のMDGs(Millennium Development Goals：ミレニアム開発目標)は主として開発途上国向けの目標でしたが、SDGsは、先進国も含め、全ての国が取り組むべき普遍的(ユニバーサル)な目標となっています。(図1)

しかしながら、これらの目標は、各国政府による取組だけでは達成が困難です。企業や地方自治体、アカデミアや市民社会、そして一人ひとりに至るまで、すべてのひとの行動が求められている点がSDGsの大きな特徴です。

まさにSDGs達成のカギは、一人ひとりの行動に委ねられているのです。

SDGs達成に向けて

2019年9月に開催された「SDGサミット」で、グテーレス国連事務総長は、「取組は進展したが、達成状況には偏りや遅れがあり、あるべき姿からはほど遠く、今、取組を拡大・加速しなければならない。2030年までをSDGs達成に向けた『行動の10年』とする必要がある」とSDGsの進捗に危機感を表明しました。

2020年、新型コロナウイルス感染症が瞬く間に地球規模で拡大したことからも明らかのように、グローバル化が進んだ現代においては、国境を越えて影響を及ぼす課題に、より一層、国際社会が団結して取り組む必要があります。

SDGs達成に向けた道のりは決して明るいものではありません。だからこそ、「行動の10年」に突入した今、私たち一人ひとりにできることをしっかりと考え、一歩踏み出す姿勢が求められています。

(図1)



出典：持続可能な開発目標（SDGs）と日本の取組み（外務省）

持続可能な開発目標（SDGs）の詳細



目標1【貧困】

あらゆる場所あらゆる形態の
貧困を終わらせる

目標2【飢餓】

飢餓を終わらせ、食料安全保障
及び栄養の改善を実現し、
持続可能な農業を促進する

目標3【保健】

あらゆる年齢のすべての人々の
健康的な生活を確保し、福祉を促進する

目標4【教育】

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い
教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

目標5【ジェンダー】

ジェンダー平等を達成し、
すべての女性及び女児の
エンパワーメントを行う

目標6【水・衛生】

すべての人々の水と衛生の利用可能性と
持続可能な管理を確保する

目標7【エネルギー】

すべての人々の、安価かつ信頼できる
持続可能な近代的なエネルギーへの
アクセスを確保する

目標8【経済成長と雇用】

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての
人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある
人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する目標9【インフラ、産業化、
イノベーション】強靱（レジリエント）なインフラ構築、
包摂的かつ持続可能な産業化の促進
及びイノベーションの推進を図る

目標10【不平等】

国内及び各国間間の不平等を是正する



目標11【持続可能な都市】

包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で
持続可能な都市及び人間居住を実現する

目標12【持続可能な消費と生産】

持続可能な消費生産形態を確保する



目標13【気候変動】

気候変動及びその影響を軽減するための
緊急対策を講じる

目標14【海洋資源】

持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を
保全し、持続可能な形で利用する

目標15【陸上資源】

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利
用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠
化への対処ならびに土地の劣化の阻止・
回復及び生物多様性の損失を阻止する

目標16【平和】

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会
を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提
供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責
任のある包摂的な制度を構築する

目標17【実施手段】

持続可能な開発のための実施手段を
強化し、グローバル・パートナーシップを
活性化する

第1部 計画の概要

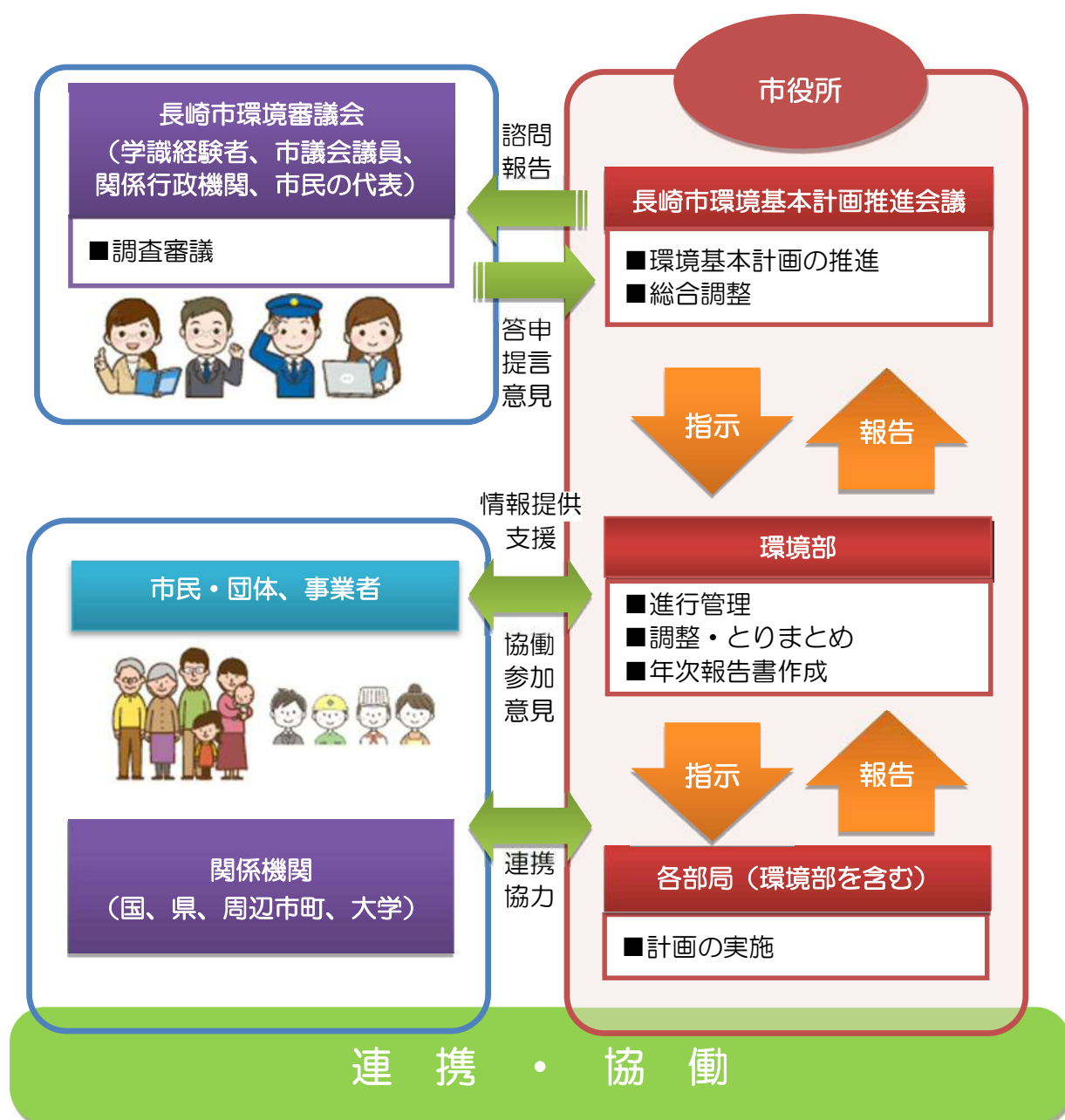
第2章 計画をすすめるために

第1節 計画の推進体制

第2節 計画の進行管理

第1節 計画の推進体制

計画を実効性のあるものにし、めざす環境像を実現するためには、市民・団体、事業者、市役所が、果たすべき役割を理解し、一体となって取り組んでいくことが必要です。



長崎市環境基本計画推進会議

市長、副市長及び部局長で組織し、環境基本計画の推進や環境保全に関する重要事項について総合的な調整を行います。

推進会議の下には、環境基本計画の策定や推進等に関する調査・調整を行うため、関係所属長で構成する長崎市環境基本計画推進幹事会を設置しています。

長崎市環境審議会

長崎市環境審議会は、「長崎市環境基本条例」の規定に基づき、環境基本計画に関する事項や環境の保全及び創造に関する事項について調査審議する市長の諮問機関で、学識経験者、市議会議員及び関係行政機関の職員、市民の代表（公募）で構成しています。

市は、環境審議会に対し環境基本計画の策定や変更、推進に関する報告を行うとともに、環境審議会から意見や提言を受け、その反映に努めます。

市民・団体・事業者との連携・協働体制

環境基本計画を効果的にすすめるため、各主体が連携・協働した取組みをすすめます。取組みの推進役として、「サステナブラザながさき（長崎市地球温暖化防止活動推進センター）」を設置し、情報発信や環境イベントの実施、事業者の環境経営等に関する相談への対応などを実施します。

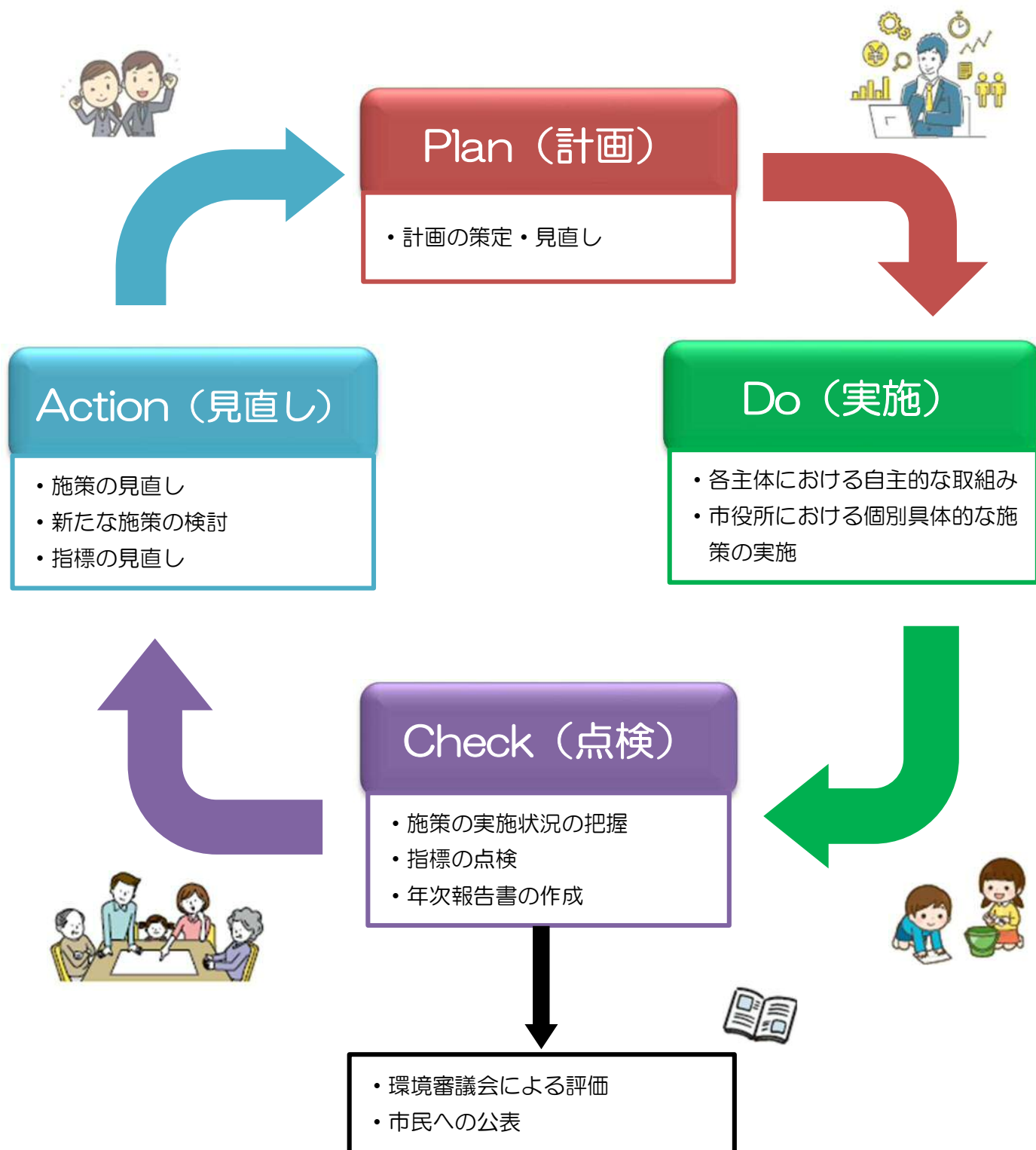
広域的な連携・協力体制

環境基本計画を推進するうえでは、広域的な環境問題への対応も必要になってきます。

そこで、河川等の水質汚濁の問題やごみ問題などの近隣自治体と共通する課題や、地球環境問題をはじめとする広域的な取組みを必要とする問題に対しては、国や県、近隣自治体などの関係機関と連携・協力します。

第2節 計画の進行管理

社会の動きや長崎市の現況、計画の目標の達成状況を適切に把握・評価し、計画の実行性を高める仕組みづくりを行います。



第2部 計画の実現に向けた取組み

第1章 地球環境

基本目標・施策

ゼロカーボンシティ長崎の実現

第1節

個別目標・施策

日常生活・事業活動の省エネルギー化 P22~P27 及びCO₂の吸収の促進

取組みの柱① 温室効果ガスの排出を抑制する緩和策（排出削減）を推進します

取組みの柱② 省エネ設備等の普及を促進します

取組みの柱③ 気候変動の影響に対する適応策を推進します

第2節

個別目標・施策

再生可能エネルギーの導入・利活用と P28~P30 環境関連産業の活性化

取組みの柱① 再生可能エネルギーの地産地消を推進します

取組みの柱② 環境と経済をともに伸ばします



長崎市地球温暖化対策イメージキャラクター
「ポッピー家」

第2部

市民・団体の行動例一覧

第2部では、基本目標及び個別目標の達成に向けて、取組みの柱ごとに1人ひとりが各生活シーンの中でできる環境行動の実践例を記載しています。また生活シーンは、イメージ化できるようにピクトグラムを用いて整理しています。

ピクトグラム	生活シーン	ピクトグラム	生活シーン
	食事をとる時		服を着る時 服を選ぶ時
	料理をする時		買い物をする時
	ごみを捨てる時		通勤する時 通学する時
	電気を使う時		水を使う時
	勉強をする時		携帯電話を使う時
	家で過ごす時		運動をする時
	ペットと過ごす時		車を運転する時
	旅行に行く時		災害の時 災害に備える時
	家を建てる時 土地を所有する時		宅配サービスを受ける時
	草花を育てる時		モノが壊れた時
	自然と触れ合う時		森林を管理する時
	家族で話す時 家族で出かける時		地域コミュニティや各種団体 として活動する時

成果指標一覧

基本目標及び個別目標の達成に向けて、取組みの成果や進捗状況を客観的に測る成果指標を設定しています。（詳細は P72）

環境分野	基本目標 ・施策	個別目標 ・施策	成果指標	現状値※ (令和2年度)	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
地球環境	ゼロカーボンシティ長崎の実現	日常生活・事業活動の省エネルギー化及びCO ₂ の吸収の促進	長崎市域から排出される温室効果ガスの排出量	2,004千t-CO ₂	1,933千t-CO ₂ (令和5年度速報値)	1,280千t-CO ₂
			市役所から排出される温室効果ガスの排出量	67,492t-CO ₂	83,175t-CO ₂ (令和6年度速報値)	46,689t-CO ₂
		再生可能エネルギーの導入・利活用と環境関連産業の活性化	市域のエネルギー消費量の再生可能エネルギー割合	8.8%	9.6% (令和5年度)	20%
循環型社会	資源の有効活用	ごみ排出量の削減と資源循環の推進	計画収集に係る1人1日当たりのごみ排出量（燃やせるごみ・可燃性粗大ごみ、燃やせないごみ・不燃性粗大ごみ）	558.9g	503.8g	437.8g
		環境負荷の少ない廃棄物処理の推進	最終処分場の年間埋立量	22,486t (令和元年度)	19,362t	17,788t
地域環境	豊かな地域環境の保全と活用	豊かな自然環境の保全・共生	ホテル飛翔定点確認割合	95.1%	96.3%	100%
			森林整備面積（植林、枝打ち、間伐等）【累計】	-	819ha	2,070ha
		良好な生活環境の確保	大気汚染物質の環境基準達成率	100%	100%	100%
			公共用水域の水質の環境基準達成率	96.0%	100%	100%
			自動車騒音の環境基準達成率	94.6%	96.1%	100%
都市環境	環境にやさしいまちづくりの推進	環境と調和した快適なまちづくり	長崎の街並みや景観に誇りを感じる市民の割合	89%	86.8%	90%
			居住誘導区域内の人口密度	66.2人/ha	62.8人/ha	62.4人/ha
環境意識・行動	環境意識・行動の定着	当事者意識の醸成	環境活動に参加した市民の割合	37.8%	38.5%	50.5%
			環境学習等への参加者数	29,678人 (令和元年度)	11,539人	14,839人
		環境行動の定着	環境保全団体メンバー数	59,283人	60,541人	64,300人

※数値が未確定なものや、新型コロナウイルス感染症の影響等によって例年と比べて著しく減少している指標については、令和元年度の数値を使用しています。

第1節

重点化

日常生活・事業活動の省エネルギー化
個別目標・施策 及びCO₂の吸収の促進

現状・課題

【現状】 ✓地球温暖化は人々の生命や生活基盤を脅かす「気候危機」として深刻化している

【課題】 ✓目標達成にはこれまでの啓発段階を超え、市民、事業者、行政が一体となり取組みをさらに加速させる必要がある

○地球温暖化は、温室効果ガス※¹の増加に伴う気温上昇に加え、海面水位の上昇や自然災害の激甚化、感染症リスクの拡大など、人々の生命や生活基盤を脅かす「気候危機」として深刻化しています。※²

○本市における温室効果ガスの排出状況は、市民生活や事業活動に起因する業務その他、家庭、運輸の3部門が市域全体の7割以上を占める構造が続いています。これら主要部門における徹底した省エネと再エネ導入の加速が、依然として最重要課題となっています。

○国においては、令和3年の地球温暖化対策推進法の改正以降、脱炭素を経済成長につなげる「GX※³推進法」の制定や、地域脱炭素ロードマップに基づく支援を強化し、2050年カーボンニュートラル及び2030年度の46%削減（平成25年度比）目標の達成に向け、社会全体での実装フェーズへ移行しています。

○本市においても、令和3年の「ゼロカーボンシティ長崎」宣言以来、地球温暖化対策実行計画に基づき取組みを推進してきました。新東工場への高効率発電設備の導入や公共施設のLED化、公用車の電気自動車への更新などを進めています。

○また、本市は令和5年11月に国の「脱炭素先行地域」に選定され、令和6年度からの5年間で対象エリア内の省エネ化と再エネ化100%を目指しています。脱炭素に結びつくサステナブルツーリズムを世界へ発信し、「選ばれる国際観光都市“長崎”」の実現を目指します。

○また、省エネ家電製品等の買換えや建築物の断熱化、電気自動車の普及といった生活基盤の脱炭素化を支援しています。特に次世代自動車については、国が2035年（令和17年）までの新車販売100%電動車化を掲げる中、本市でも充電インフラの整備が引き続き課題となっています。

○目標達成にはこれまでの啓発段階を超え、市民、事業者、行政が一体となり、脱炭素を地域の価値向上や経済活性化につなげる取組みをさらに加速させる必要があります。



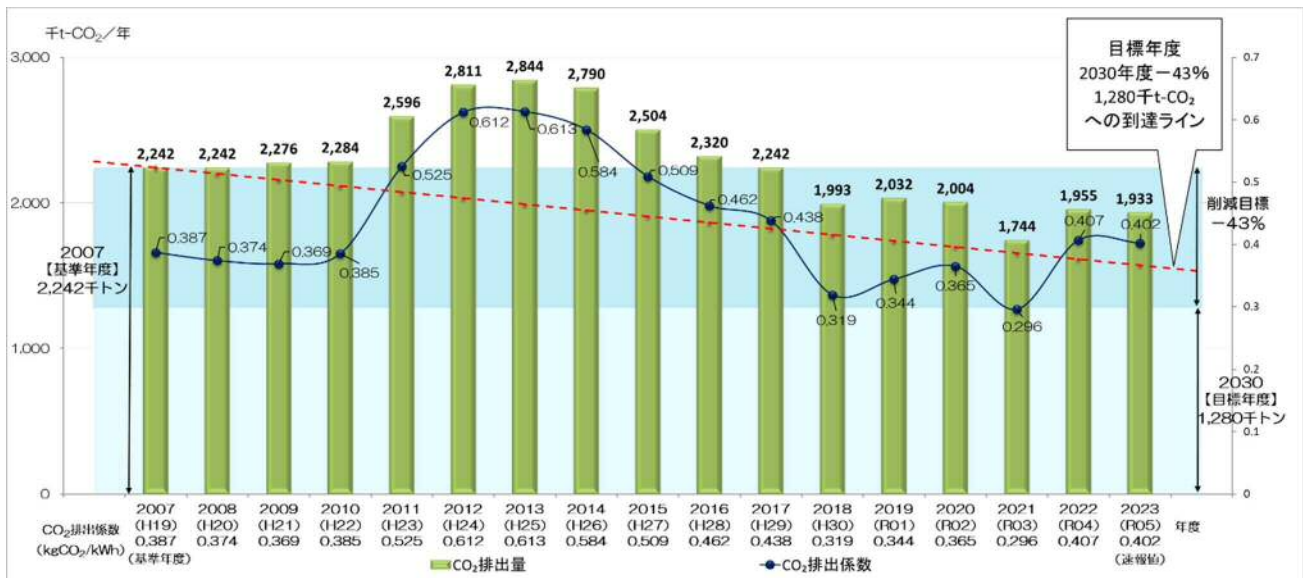
■「ゼロカーボンシティ長崎」宣言の様子

※¹ 温室効果ガス：太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガスのこと。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素の7種類のガスが温室効果ガスとして定められている。

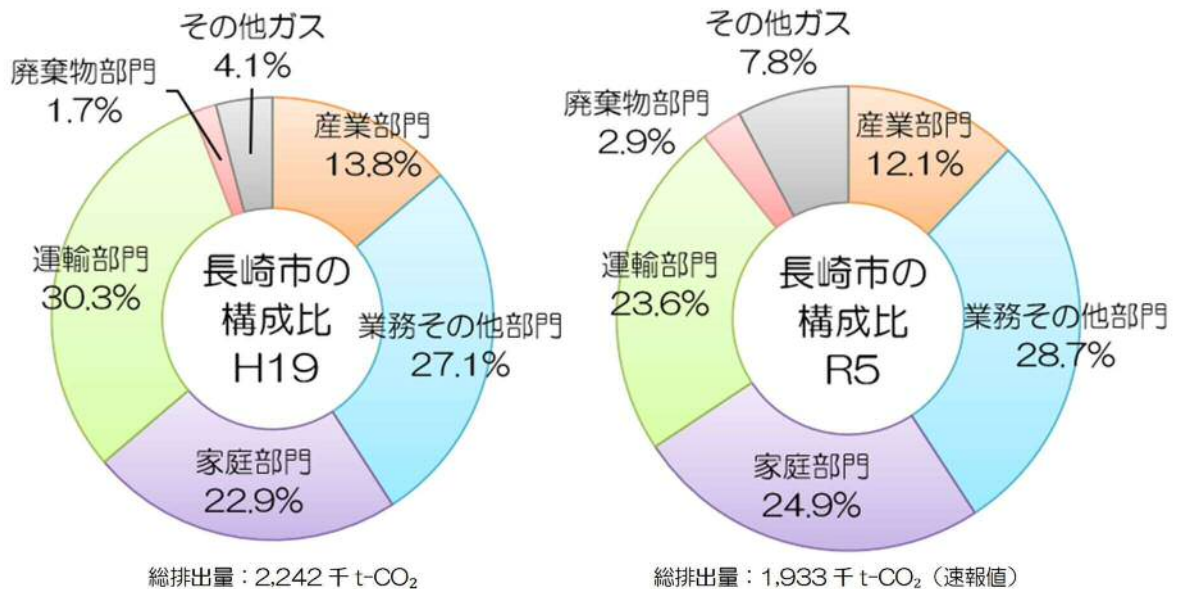
※² 気候変動の影響への適応に関する情報を一元的に発信する国のポータルサイトの中で各種統計データが公表されています。（下記QRコードからアクセスできます）



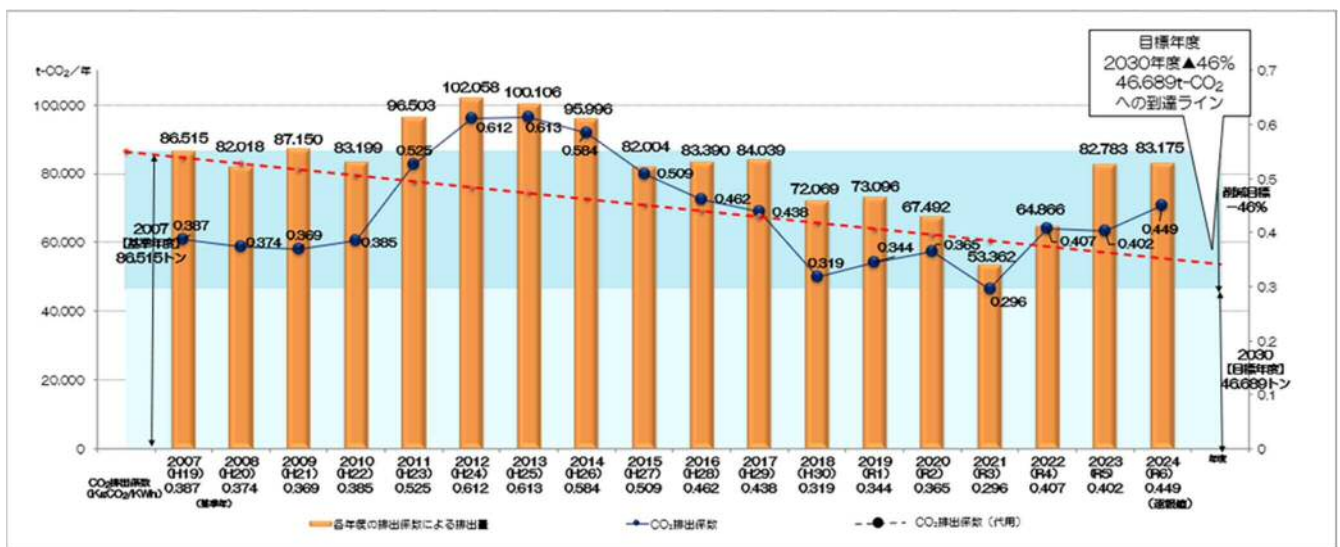
※³ GX(グリーントランスフォーメーション)：カーボンニュートラルの実現に向け、化石燃料中心の経済・社会構造をクリーンエネルギー中心へと転換する取り組み。



■ 長崎市域の温室効果ガス排出量の推移



■ 温室効果ガス部門別排出量の構成比



■ 長崎市役所の温室効果ガス排出量の推移

個別目標・施策

日常生活・事業活動の省エネルギー化 及びCO₂の吸収の促進

取組みの柱① 温室効果ガスの排出を抑制する緩和策（排出削減）を推進します

取組みの柱② 省エネ設備等の普及を促進します

取組みの柱③ 気候変動の影響に対する適応策を推進します



取組みの柱① 温室効果ガスの排出を抑制する緩和策（排出削減）を推進します

市民・団体の取組み

環境行動		行動による効果
	食べ残しをしません	ごみ処理のCO ₂ 排出を減らします
	食材は残さず使い切ります	ごみ処理のCO ₂ 排出を減らします
	マイバッグを持参します 地元産食材を選びます 省エネ性能が高いものを選びます	ごみ処理のCO ₂ 排出を減らします 運送・運搬のCO ₂ 排出を減らします 電力消費のCO ₂ 排出を減らします
	ごみを正しく分別します	ごみ処理のCO ₂ 排出を減らします
	徒歩、公共交通機関を利用します	マイカー使用のCO ₂ 排出を減らします
	水を出しっぱなしにしません 洗濯は残り湯を使います	水使用のCO ₂ 排出を減らします
	電気をつけっぱなしにしません 冷暖房は適切に温度調節します	電力消費のCO ₂ 排出を減らします
	マイボトルを持参します	ごみ処理のCO ₂ 排出を減らします
	宅配サービスは1回で受け取ります	運送・運搬のCO ₂ 排出を減らします
	公共交通機関を利用します	マイカー使用のCO ₂ 排出を減らします
	環境に関する講座やイベントを開催します	CO ₂ 排出を減らす意識を周囲に広げます

事業者の取組み

- ・環境認証規格（ISO14001※¹ やエコアクション 21※²）の取得など、環境に配慮して事業をすすめます
- ・環境にやさしい製品や技術の開発に努めます
- ・クールビズ、ウォームビズを実施します
- ・マイボトルの推進に取り組みます
- ・手続のオンライン化やペーパーレス会議の実施により申請書や会議資料に利用する紙の使用を抑えます
- ・ICTを活用して業務効率化を図り、エネルギーの消費を抑えます
- ・テレワークやリモート会議を積極的に取入れます

※¹ISO14001：製品の製造やサービスの提供など、自社の活動による環境への負荷を最小限にするように定めた環境マネジメントシステムに関する国際規格。

※² エコアクション21：環境省が定めた環境経営システムに関する第三者認証・登録制度。

市役所の取組み

- ・「ゼロカーボンシティ長崎」の実現に向けた取組みを着実に推進します
- ・「長崎広域連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画」の着実な推進を図ります
- ・環境負荷の少ないコンパクトなまちづくり、公共交通機関の利用促進等の取組みを推進します
- ・ごみ減量・リサイクルなど資源循環の取組みをすすめます
- ・マイボトルの推進に取り組みます
- ・クールビズ、ウォームビズを実施します
- ・ICTを活用して業務効率化・省力化を図ります
- ・テレワークやリモート会議を積極的に取入れます
- ・民間事業者同士での交流、協力が盛んに行われるよう支援します

コラム 長崎市の「脱炭素化」をめぐる動き

～ゼロカーボンシティ宣言～

地球温暖化が原因と考えられる気候変動による災害等の影響が激甚化、頻発化していることを受け、国だけではなく世界中で令和32年（2050年）までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す動きが活発化しています。

国内においては、令和32年（2050年）カーボンニュートラルを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を表明した自治体は1212自治体（令和8年3月31日時点）となっています。



■ゼロカーボンシティ宣言文



■脱炭素先行地域のイメージ（環境省）

～脱炭素先行地域～

脱炭素先行地域とは、2050年カーボンニュートラルに向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域で、「実行の脱炭素ドミノ」のモデルとなります。長崎市は、令和5年11月に選定されました。



取組みの柱② 省エネ設備等の普及を促進します

市民・団体の取組み

環境行動		行動による効果
	省エネ性能が高い製品を選びます	エネルギーの使用を小さくします
	環境負荷の少ない車を選びます	エネルギーの使用を小さくします
	家を建てる時はZEH住宅 ^{※1} を建てます 既存の建築物を断熱化します	エネルギーの使用を小さくします

事業者の取組み

- ・省エネルギー設備を積極的に導入します
- ・電気自動車や充電設備等を導入します
- ・省エネ性能が高い製品や技術の開発に努めます

市役所の取組み

- ・省エネルギー設備を積極的に導入します
- ・率先して公用車に電気自動車等を導入します
- ・市民や事業者の省エネ設備や電気自動車等の導入を支援します
- ・市内充電設備の導入拡大に向けた施策を推進します

※1ZEH住宅：
「ネット・ゼロ・エネルギーハウス」の略であり、20%以上の省エネルギーを図ったうえで、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した住宅について、その削減量に応じて、①『ZEH』（10%以上削減）、②『Nearly ZEH』（75%以上100%未満削減）、③『ZEH Oriented』（再生可能エネルギー導入なし）と定義している。



取組みの柱③ 気候変動の影響に対する適応策を推進します

市民・団体の取組み

環境行動		行動による効果
	気温に合った衣服を着ます	熱中症を予防します
	水を大事に使います	水資源を保ちます
	気候変動に関する情報を集めます	災害の被害を最小限に抑えます
	こまめに水分補給をします	熱中症を予防します
	災害発生時の対応を事前に確認します 災害発生時は命を守る行動を速やかにとります 自立・分散型※1の電源、蓄電設備を設置します	災害の被害を最小限に抑えます 災害時の電源を確保します
	家やまちの緑を大切にします	家やまちの熱やCO ₂ を吸収します

事業者の取組み

- ・自立・分散型の電源、蓄電設備を設置します
- ・従業員の熱中症対策を徹底します
- ・クールビズ、ウォームビズを実施します

市役所の取組み

- ・避難所等に自立・分散型の電源、蓄電設備を設置します
- ・防災に関する情報収集と周知を行います
- ・ヒートアイランド現象※2対策の適応策をすすめます
- ・熱中症対策の周知・広報を行います
- ・クールビズ、ウォームビズを実施します

※1 自立・分散型：エネルギーを使用するところで発電、使用することで地産地消を実現し、自立的で持続可能な災害に強い仕組みのこと。

※2 ヒートアイランド現象：都市の気温が周囲よりも高くなる現象のこと。都市化の進展に伴って、当現象は顕著になりつつあり、熱中症等の健康への被害や、感染症を媒介する蚊の越冬といった生態系の変化が懸念されている。

成果指標

○長崎市域から排出される

温室効果ガスの排出量



○市役所から排出される

温室効果ガスの排出量



第2節

個別目標・施策

再生可能エネルギーの導入・利活用と
環境関連産業の活性化

現状・課題

- 【現状】 ✓本市でも自治体新電力を核としたエネルギーの地産地消の基盤が整いつつある一方、脱炭素を地域経済の活性化や市民の生活向上に直結させる構造への転換が求められている
- 【課題】 ✓エネルギー収益を地域へ再投資する循環共生圏の構築に加え、GXの推進や生活基盤の脱炭素化を「負担」ではなく「新たな価値」として市民や事業者に浸透させ、主体的な行動変容を促すための情報発信を強化する必要がある

○脱炭素社会の実現には、太陽光や風力等の再生可能エネルギー※¹の最大限の活用（創エネ）、エネルギー消費量の徹底した抑制（省エネ）及び再エネを最大限有効活用するための蓄電池等の導入（蓄エネ）を三位一体で加速させる必要があります。

○我が国を取り巻くエネルギー情勢が大きく変化する中で、国の「第7次エネルギー基本計画」が掲げる再生可能エネルギーの主力電源化を見据え、エネルギーを「消費」するだけでなく地域内で再生可能エネルギーを「創出・循環」させる構造への転換が求められています。

○本市の公共施設については、自治体新電力（株）ながさきサステナエナジーを核として、脱炭素先行地域における市遊休地への電源開発を行うなど、地産地消の基盤が整いつつあり、今後はこれを単なる電力供給に留めず、エネルギー代金の域外流出を抑え、得られた収益を地域課題の解決やインフラ維持に再投資する「エネルギー版地域循環共生圏※²」の構築を図り、脱炭素を地域経済の活性化に直結させていく必要があります。

○同時に、企業の競争力を高めるGX（グリーン転換）※³の推進、建築物のZEH・ZEB※⁴化、次世代自動車の普及といった生活基盤の脱炭素化を、「負担」ではなく、光熱費負担の軽減や住環境の向上という「新しい価値の創出」として進め、「持続可能な豊かさへの投資」として

市民や事業者が実感できるよう、情報発信を強化し、一人ひとりの主体的な行動変容を強力に後押ししていくことが不可欠となっています。



■（株）ながさきサステナエナジーの事業スキーム

※¹ 再生可能エネルギー：太陽光や風力、水力といった自然界に常に存在するエネルギー。枯渇することなく、温室効果ガスを排出しないことが特徴。

※² 地域循環共生圏：地域の特性や資源を活かした自立・分散型の社会の姿。国の第五次環境基本計画で目指すべき姿として提唱された。

※³ GX（グリーン転換）：カーボンニュートラルの実現に向け、化石燃料中心の経済・社会構造をクリーンエネルギー中心へと転換する取り組み。

※⁴ ZEH・ZEB：年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅及び建築物のこと。それぞれ「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス」、「ネット・ゼロ・エネルギー・ビル」の略。

個別目標・施策 再生可能エネルギーの導入・利活用と 環境関連産業の活性化

取組みの柱① 再生可能エネルギーの地産地消を推進します

取組みの柱② 環境と経済をともに伸ばします



取組みの柱① 再生可能エネルギーの地産地消を推進します

市民・団体の取組み

環境行動		行動による効果
	環境にやさしい電力を選び、使います 再生可能エネルギーを導入します	再生可能エネルギー由来の電力を使用し、CO ₂ 排出を減らします
	ゼロカーボン・ドライブ ^{※1} を実施します	再生可能エネルギー由来の電力を使用し、CO ₂ 排出を減らします
	家を建てる時はZEH住宅を建てます 既存の建築物を断熱化します	再生可能エネルギー由来のエネルギーを使用し、CO ₂ 排出を減らします

事業者の取組み

- ・事業所に太陽光発電設備等を設置し、再生可能エネルギーを使用します
- ・事業所の新築・改修時はZEBを積極的に選択します
- ・再生可能エネルギー関連の技術開発に努めます
- ・廃棄物や木質バイオマス等の再生可能エネルギーを有効利用します

市役所の取組み

- ・㈱ながさきサステナエナジーと連携して再生可能エネルギーの地産地消を推進します
- ・公共施設への再生可能エネルギーの導入に取り組めます
- ・公共施設への太陽光発電設備の導入を推進します
- ・市民や事業者の太陽光発電設備等の導入を支援します

※1 ゼロカーボン・ドライブ：
太陽光や風力などの再生可能エネルギーを使って発電した電力（再エネ電力）と電気自動車などの次世代自動車を活用した、走行時のCO₂排出量がゼロのドライブのこと。



取組みの柱② 環境と経済をともに伸ばします

市民・団体の取組み

環境行動	行動による効果
 地元産の製品を選びます 環境にやさしい製品を選びます	地域経済を活性化します

事業者の取組み

- ・環境認証規格（ISO14001 やエコアクション 21）の取得など、環境に配慮して事業をすすめます
- ・環境への理解を深め、環境と経済の好循環を呼び起こす人材を育成します
- ・脱炭素事業に関連するイノベーションの検討や創出に努めます

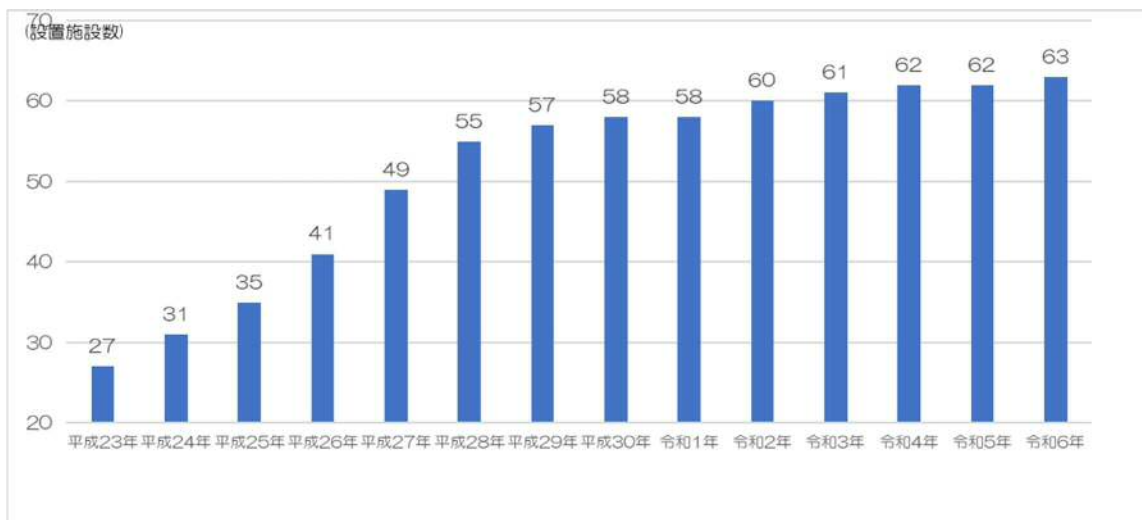
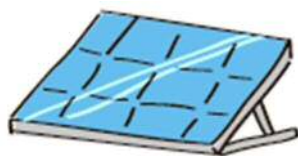
市役所の取組み

- ・環境配慮や再生可能エネルギー等の導入に取り組む事業者を支援します
- ・ペロブスカイト型太陽電池※¹などの技術革新についての情報収集に努め、普及啓発をすすめます
- ・産学官民が連携する事業をすすめます

※¹ ペロブスカイト型太陽電池：ペロブスカイト結晶を発電層に用いた次世代型太陽電池。塗布技術で製造できるため従来のシリコン型より薄く・軽く・曲げられるのが特徴。

成果指標

○市域のエネルギー消費量の再生可能エネルギー割合



■公共施設の太陽光発電設備の導入箇所数の推移

第2部 計画の実現に向けた取組み

第2章 循環型社会

基本目標・施策

資源の有効活用

第1節

個別目標・施策

ごみ排出量の削減と資源循環の推進

P32~P35

取組みの柱① 資源物分別収集を促進します

取組みの柱② ごみ排出量を削減します

第2節

個別目標・施策

環境負荷の少ない廃棄物処理の推進

P36~P38

取組みの柱① 廃棄物を適正に処理します

取組みの柱② 処理施設の整備等をすすめます



長崎市リサイクルイメージキャラクター
「ハローリサちゃん」

第1節

個別目標・施策

ごみ排出量の削減と資源循環の推進

現状・課題

【現状】 ✓レジ袋の有料化などにより、脱プラスチックの意識が高まっている

✓食品ロス削減などの活動をすすめる団体や事業者が増加している

【課題】 ✓ごみの分別とリサイクルの推進の徹底が必要

○長崎市で排出された使用済みペットボトルの一部を、ケミカルリサイクルによって、ペットボトルまたはペットボトルの原材料（PET 樹脂）に再生する「ボトル to ボトルリサイクル」を実施しています。

○令和2年7月のレジ袋の有料化などにより、市民のごみ問題への関心が高まっています。

○令和4年4月の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行など、国によるプラスチックを取巻く制度改正を契機として、プラスチック資源の更なるリサイクルをすすめる必要があります。

○市役所では、市民や事業者に対し、市民のごみの減量やリサイクルの推進に向け、ごみの減量化「4R^{※1}」を通して子どもたちへの環境教育や、各地域のリサイクル推進員^{※2}との連携により、ごみの分別指導などに取り組んでいます。

○長崎市では、リサイクル推進員活動や集団回収活動などの組織的な活動が長年続いていることや、SDGsの達成に繋がる食品ロス削減などを推進する企業や団体が増加していることから、市民1人1日当たりのごみ排出量は減少傾向にあります。

○しかしその一方で、燃やせるごみの中に、まだ食べられる食品やリサイクル可能な古紙、プラスチック製容器包装が含まれていたり、燃やせないごみの中に焼却可能なゴム製品や、リサイクル可能な資源ごみ、小型家電製品が含まれているなど、ごみの分別が十分ではありません。また、リサイクル推進員や集団回収登録団体の数が年々減少しており、集団回収される古紙や空き缶の回収量も減少しています。

○このような状況を改善していく取組みを実施していく必要があります。

※1 4R：
ごみ減量化のキャッチフレーズ。
「Refuse（断る）」
「Reduce（減量化）」
「Reuse（再利用）」
「Recycle（再生利用）」

※2 リサイクル推進員：
自治会単位で市からのリサイクルに関する情報の提供や、地域の要望の伝達、ごみの分別指導等を行うごみ減量のリーダー。



■市民1人1日当たりのごみ排出量推移

個別目標・施策

ごみ排出量の削減と資源循環の推進

取組みの柱① 資源物分別収集を促進します

取組みの柱② ごみ排出量を削減します

取組みの柱① 資源物分別収集を促進します



市民・団体の取組み

環境行動	行動による効果
 プラスチックごみはきれいに 出します	効率的にリサイクルを促進します
 ごみを正しく分別します 紙資源を守ります	効率的にリサイクルを促進します
 自治会等による集団回収に積極的 に参加します	地域で資源を守ります
 リサイクルの推進や集団回収活動 を行います	地域で資源を守ります

事業者の取組み

- ・事業系一般廃棄物減量等計画書に基づき減量化をすすめます
- ・地域や自治体の活動に積極的に参加します
- ・組織で分別収集に取り組みます

市役所の取組み

- ・集団回収活動を支援します
- ・リサイクル推進員の活動を支援します
- ・適正な分別の周知・啓発を行います
- ・資源物の拠点回収など資源循環のための仕組みづくりをすすめます



取組みの柱② ごみ排出量を削減します

市民・団体の取組み

環境行動		行動による効果
	食べ残しをしません	食品ロスを減らします (リデュース)
	今持っている服を大切に着ます 長く着れる服を選びます	ごみを減らします (リデュース)
	必要な分だけつくります 食材は残さず使い切ります	食品ロスを減らします (リデュース)
	必要な分だけ買います マイバッグを持参します 過剰包装を断ります 中古品を活用します グリーン購入※1等環境にやさしい製品を買います 詰替え用製品を買うようにします	ごみを減らします (リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル)
	マイボトルを持参します	ごみを減らします (リデュース)
	修理や補修をして長く使います	ごみを減らします (リユース)

※1 グリーン購入：
製品やサービスを
購入する際に、
環境を考慮して、
必要性をよく考
え、環境への負
荷ができるだけ少
ないものを選んで
購入すること。

※2 フードドライ
ブ：
家庭で賞味期限
は切れていない
が、忘れられて保
管されたままに
なっている「もっ
たいない食品」や
「余っている食
品」を学校、地域、
職場などが窓口
になって回収し、
フードバンクを
通じ、必要として
いる福祉団体、施
設に寄付する活
動のこと。(P35
参照)

事業者の取組み

- ・リサイクル製品やエコマーク製品の製造・販売に努めます
- ・事業系一般廃棄物減量等計画書に基づき減量化をすすめます
- ・再資源化に関する技術開発に努めます
- ・4R に積極的に取り組みます
- ・フードドライブ※2などの食品ロス削減の取組みをすすめます
- ・マイボトルの推進に取り組みます
- ・手続のオンライン化やペーパーレス会議の実施により申請書や会議資料に利用
する紙の使用を抑えます
- ・グリーン購入等環境にやさしい製品を買います

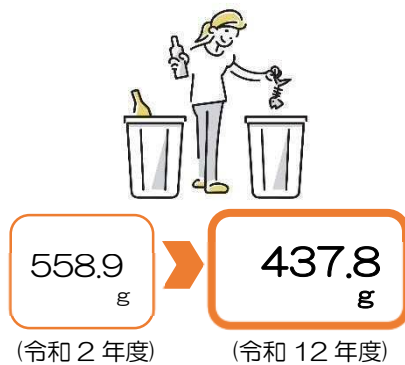
市役所の取組み

- ・4R の取組みの普及・啓発を行います
- ・フードドライブや30・10運動※3などの取組みをすすめます
- ・自治会をはじめ学校など幅広い世代を対象に出前講座を行います
- ・リサイクル推進員の育成に取り組みます
- ・廃棄物減量化推進店舗の拡大に取り組みます
- ・補助制度等により市民の4R の取組みを支援します
- ・イベントや広告等を活用しながら、4R の普及・啓発をすすめます
- ・マイボトル用給水器の設置等、マイボトルの推進に取り組みます
- ・グリーン購入等環境にやさしい製品を買います
- ・粗大ごみリユースの取組みをすすめます

※330・10運動：
宴会時の食べ残
しを減らすため
のキャンペーン
のことで、「乾杯
後30分間」は席
を立たずに料理
を楽しみ、「お開
き10分前」にな
ったら、自分の席
に戻って、再度料
理を楽しみまし
ょう、と呼びかけ
て、食品ロスを削
減するもの。

成果指標

○計画収集に係る 1 人 1 日当たりの
ごみ排出量（燃やせるごみ・可燃性
粗大ごみ、燃やせないごみ・不燃性
粗大ごみ）

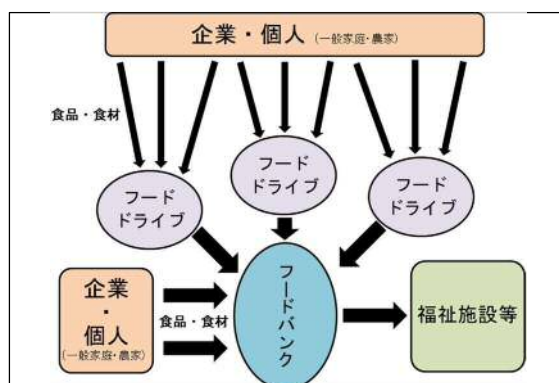


コラム 「フードドライブ」、広がっています！

フードドライブとは、まだ食べることができる未利用食品を、地域や団体などが窓口となって一時的に預かり、その食品をフードバンク団体などを通じて子ども食堂や福祉施設などに無償で提供する社会福祉活動です。

長崎市では、「資源循環課」や「サステナプラザながさき」の窓口において、常時、フードドライブを行っています。10月の食品ロス削減月間の中で10月30日の食品ロス削減の日（令和7年度は10月30日に実施）には、市役所本館一階ほか全地域センター（中央地域センター以外）などでフードドライブを実施し、たくさんの市民の皆様や事業所から食料が集まりました。

令和7年度は、合計1.2トン以上（令和8年3月5日現在）の食料の提供をいただき、「もったいない」を「ありがとう」へつなげることができました。



第2節

個別目標・施策 環境負荷の少ない廃棄物処理の推進

現状・課題

【現状】 ✓処理方法の工夫により、ごみの最終処分場の延命化と資源の有効活用を行っている

【課題】 ✓今後は関連法令に基づき、プラスチックごみの再資源化をすすめることが必要

✓産業廃棄物処理と不法投棄対策の徹底が必要

○日常生活や事業活動から常時発生する廃棄物は、一般廃棄物^{※1}と産業廃棄物^{※2}に区分されます。

○一般廃棄物については、「長崎市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、市民・事業者に分別の徹底を指導するとともに、排出された燃やせるごみは東工場及び西工場焼却処理を、燃やせないごみは三京クリーンランド埋立処分場で最終処分を行っています。

○平成28年7月に、「プラスチック製品」「ゴム製品」「革製品」を燃やせないごみから燃やせるごみへ変更し、更に「プラスチック製品」は、令和8年度から、プラスチックごみとして一括回収し、民設民営の処理施設において再資源化する取組みを進めており、焼却施設の負担軽減と最終処分場の更なる延命化を図っております。

○令和8年度から、三京クリーンランド埋立処分場に搬入される燃やせないごみについて、燃やせないごみに含まれる有用金属や可燃ごみ等の選別を三京クリーンランド埋立処分場で試験的にを行います。

○東工場については、稼働後30年以上が経過したため、令和4年度から老朽化に伴う建替事業を行い、令和8年度に供用開始しています。

○産業廃棄物については、平成23年4月に廃棄物処理法が改正され、排出事業者による適正な処理を確保するための対策の強化や廃棄物処理施設の維持管理対策の強化がなされました。そのため、立入検査等の監視・指導の強化を図りながら、排出事業者、収集運搬業者、処分業者に、適正処理を徹底させる必要があります。排出事業者には、産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出が義務付けられていますが、提出を徹底させる必要があります。

○また、不法投棄については、監視カメラの活用などにより、減少傾向にありますが、市内全域で発生するため、監視が行き届く場所と行き届かない場所があり、根絶には至っていません。今後も不法投棄の根絶に向けて、土地の所有者や管理者が不法投棄をさせないように所有地の管理を徹底する必要があります。

※1 一般廃棄物：産業廃棄物以外のすべての廃棄物のこと。

※2 産業廃棄物：事業所の事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた20種類の廃棄物と輸入された廃棄物のことで、その処理責任は排出する事業者にある。

個別目標・施策 環境負荷の少ない廃棄物処理の推進

取組みの柱① 廃棄物を適正に処理します

取組みの柱② 処理施設の整備等をすすめます



取組みの柱① 廃棄物を適正に処理します

市民・団体の取組み

環境行動		行動による効果
	ごみを正しく分別します ごみの不法投棄・ポイ捨てはしません	放置ごみを減らします
	マナーを守ってペットを飼育します	ペットのふん尿ごみを減らします
	不法投棄をさせないよう所有する土地を適正に管理します	放置ごみを減らします

事業者の取組み

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律などの関連法令を遵守します
- ・不法投棄をしません
- ・産業廃棄物を適正に処理します

市役所の取組み

- ・「一般廃棄物処理基本計画」に基づき一般廃棄物を適正に処理します
- ・ごみ分別の周知・徹底に取り組みます
- ・排出されるごみの再資源化量を増やします
- ・ごみの収集・運搬処理の効率化をすすめます
- ・一般廃棄物処理業者や排出事業者に対する指導を徹底します
- ・産業廃棄物処理に関する監視・指導を強化します
- ・不法投棄の監視パトロールや投棄者への指導を強化します
- ・不法投棄をなくすため、適正な処理の周知・啓発をすすめます



取組みの柱② 処理施設の整備等をすすめます

市役所の取組み

- ・ 処理施設の計画的な整備と、安全で効率的な維持管理に努めます

成果指標

○最終処分場の年間埋立量



22,486
t

(令和元年度)



17,788
t

(令和12年度)

コラム 坂のまち長崎の「引き出し箆」によるごみ収集

長崎市ではごみ収集車が通れない狭い道路が多く、高台や斜面地区でのごみ収集は「引き出し箆」を用いた収集を行っています。専用の緑の箆に「スラセ」と呼ばれる樹脂製のそりや車輪を取り付けたものを、作業員が引きながらごみ収集を行うことから、「引き出し作業」と呼ばれています。

また、現在は主に斜面地区にお住まいのごみ出し困難な高齢者、障害者を対象に戸別訪問による「ふれあい訪問収集」事業を行っていますが、利用者の増加に対する作業体制の維持が課題です。



第2部 計画の実現に向けた取組み

第3章 地域環境

基本目標・施策

豊かな地域環境の保全と活用

第1節

個別目標・施策

豊かな自然環境の保全・共生

P40～P43

取組みの柱① 自然環境の保全と共生の機会を創出します

取組みの柱② 森林の整備と利用を促進します

第2節

個別目標・施策

良好な生活環境の確保

P44～P47

取組みの柱① 大気環境を守ります

取組みの柱② 健全な水の循環を守ります

取組みの柱③ 騒音・振動のないまちをつくります



長崎ペンギン水族館マスコット
キャラクター「アバちゃん」

第1節

個別目標・施策 豊かな自然環境の保全・共生

現状・課題

- 【現状】 ✓多様な生物の生息・生育環境の保全に取り組み、市民の意識高揚を図っている
- 【課題】 ✓希少種の生育環境の確保や外来種への適切な対応、森林の持つ多面的機能の発揮など、多様な生物の生息・生育環境の保全に取り組むことが必要

○長崎市は、市街地周辺を森林に覆われているため生物相は豊かで、自然あふれるまちです。自然と共生する社会を実現するためには、自然とのふれあいをとおして、自然を大切にする豊かな心を育むとともに、多様な生物の生息・生育環境の保全に取り組んでいくことが重要です。

○長崎市で確認されている「絶滅のおそれのある野生生物」は、令和6年現在で、絶滅種45種を含む585種にのぼります。代表的なものは、カスミサンショウウオ、ニホンアカガエル、ハッチョウトンボやコオイムシです。

○また、令和4年には、長崎市内の外来種174種を掲載した「長崎市の外来種リスト」を作成・公表し、市民の意識高揚を図っています。

○野生動植物にとって、森林・農地などは貴重な生息・生育の場となります。長崎市の森林面積は21,796haで、市域の53.7%を占めており、水源かん養機能や自然災害の防止機能はもとより、地球温暖化防止機能、保健・レクリエーション機能などのさまざまな公益的機能を有しています。

○市有林においては、造林木の育成や下層植生の生育を促進するため、間伐や下刈りなどを実施していますが、林業従事者の高齢化や減少、木材価格の低迷等による経営意欲の減退などのため、管理が行き届いていない森林が増加しており、森林の持つ多面的機能が低下しています。



■特定外来生物
オオキンケイギク (Coreopsis lanceolata)



■絶滅危惧ⅠA類
ハッチョウトンボ (Nannophya pygmaea)

個別目標・施策 豊かな自然環境の保全・共生

取組みの柱① 自然環境の保全と共生の機会を創出します

取組みの柱② 森林の整備と利用を促進します



取組みの柱① 自然環境の保全と共生の機会を創出します

市民・団体の取組み

環境行動	行動による効果
地元産の木材や木材製品を選びます 環境ラベル製品を選びます	地域資源の利用を促進します 自然環境への意識を深めます
ごみのポイ捨てはしません	自然環境を守ります
希少生物や外来種について学びます	自然環境への意識を深めます
エコツーリズム※1に参加します グリーン・ブルーツーリズム※2に参加します	自然環境への意識を深めます
野生動植物の保護に努めます 希少な動植物を捕獲しません 特定外来生物被害予防三原則※3を守ります	自然環境への意識を深めます 自然の生態系を守ります
登山や散策をします 里地・里山・里海の保全活動に参加します	自然環境への意識を深めます 自然の生態系を守ります
自然と触れ合うイベントを開催します	自然環境への意識を深めます

事業者の取組み

- ・自然環境の保全活動に取り組みます
- ・自然環境に配慮した開発を行います
- ・農薬や化学肥料の使用を控えます
- ・里地・里山・里海の保全活動に参加します

市役所の取組み

- ・環境教育・体験学習、イベントをとおして自然と触れ合う機会を創出します
- ・環境団体と協力し、環境保護意識の向上・啓発をすすめます
- ・自然環境に配慮した公共工事に取り組みます
- ・自然環境の調査を行います
- ・希少動植物・特定外来生物に関する情報を収集・提供します
- ・農薬や化学肥料に依存しすぎない、環境負荷の少ない環境保全型農業を促進します
- ・自然に親しめる公園・川づくりをすすめます
- ・里地・里山・里海に親しむ場を作り、その普及・啓発をすすめます

※1 エコツーリズム：
観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内や助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動のこと。

※2 グリーン・ブルーツーリズム：
緑豊かな農山漁村で、その自然、文化、人々との交流を楽しむ旅行のこと。

※3 特定外来生物被害予防三原則：
悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに日本に「入れない」、飼っている外来生物を野外に「捨てない」、野外にすでにいる外来生物は他の地域に「拡げない」の三原則のこと。

取組みの柱② 森林の整備と利用を促進します



市民・団体の取組み

環境行動		行動による効果
	地元産の木材や木材製品を選びます	地域木材の利用を促進します
	所有する森林を適正に管理します	地域の森林を守ります
	登山や散策をします 森林の清掃活動やイベントに参加します 自然を体験できる環境教室に参加します	自然環境への意識を深めます 地域の森林を守ります
	自然と触れ合うイベントを開催します 定期的に森林の整備活動を行います	自然環境への意識を深めます 地域の森林を守ります

事業者の取組み

- ・地元産の木材や木材製品を活用します
- ・自然環境に配慮した開発を行います
- ・地域の活動に積極的に参加します

市役所の取組み

- ・市有林の整備を計画的に進めます
- ・森林整備に対する支援を行います
- ・自然体験型の講座を開催します
- ・地元産の木材や木材製品を活用します

成果指標

○ホタル飛翔定点確認割合

95.1 %
(令和2年度)100 %
(令和12年度)○森林整備面積（植林、
枝打ち、間伐等）【累計】—
(令和2年度)2,070 ha
(令和12年度)

コラム 豊かな自然環境の象徴

長崎市では、自然環境保全の啓発のため、ホタルの飛翔状況の情報発信を行っています。例年5月中旬から6月初旬にかけて、市内一円でホタル飛翔調査を行い、「長崎市ホタルマップ」を作成し長崎市ホームページで公開しています。

ホタルは良好な自然環境のもとに生息するため、長崎市では、自然環境の保全に関する指標のひとつとして、毎年調査を行っています。ホタルが生息し続けるきれいな長崎市の自然を守っていきましょう。



■ゲンジボタル



■ヘイケボタル

第2節

個別目標・施策 良好な生活環境の確保

現状・課題

【現状】 ✓公共用水域は污水处理人口普及率が高く、河川・海域の環境基準を達成している

【課題】 ✓地理的要因から大陸からの越境汚染物等の外的要因の影響を受けやすく、地形的特徴から自動車騒音の環境基準達成率が低いため、自動車使用に伴う環境負荷低減が必要

○持続可能な社会を実現するには、市民生活や事業活動による環境への負荷をできるだけ減らし、水や空気などの生活環境が損なわれないよう、それぞれの主体が法令を遵守し、周辺環境に配慮した取組を行うことが重要です。また、斜面地が多く平坦地が少ない、長崎港内港部の埋立地と港に注ぐ中島川の周辺や、浦上川沿いの南北に細く連なる比較的平坦な地域に、商業・業務機能が集積するなどといった長崎市の地形的特徴から影響を受けやすい要因を把握し、対策を講じることも求められます。

○人の健康の保護や生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として環境基準が定められており、環境基準を目標として、施策を実施しています。

○長崎市の公共用水域の環境に関しては污水处理人口普及率^{※1}が高い値となっており、河川のBOD^{※2}や海域のCOD^{※3}が環境基準を達成しています。また、人口減少や産業構造の変化などによる水需要の減少に対応した水道水の安定供給や、下水道施設の整備をすすめます。

○大気環境においては、長崎市は日本列島の西端に位置しており、大陸からの越境汚染物等の外的要因の影響を受けやすいため、光化学オキシダント^{※4}が環境基準を超過しています。光化学オキシダント生成原因物質の一つである二酸化窒素や非メタン炭化水素を削減するため、自動車排出ガス抑制のための施策を推進することで改善につなげます。

○また、騒音に係る環境基準は、長崎市の地形的特徴から幹線道路網が平地部に集中しやすく、自動車騒音の環境基準達成率が比較的低くなっています。

○これらの達成済みの環境基準を維持し、未達成の環境基準を達成するためにはそれぞれの主体が良好な環境の保全に取り組んでいくことが必要です。



■かきどまり白浜海岸



■高浜海水浴場

※1 污水处理人口普及率：

下水道、農業・漁業集落排水、合併処理浄化槽を利用している人口を総人口で除して算定したもの。污水处理施設の普及状況の指標となる。

※2 BOD(生物化学的酸素要求量)：

水中の汚濁物質(有機物)が微生物によって分解されるときに必要とされる酸素の量のこと。河川の代表的有機汚濁の指標とされており、数値が高いほど、汚濁が進んでいることを示している。

※3 COD(化学的酸素要求量)：水中の汚濁物質(主として有機物)を酸化剤で分解するとき消費される酸素の量のこと。海域や湖沼の代表的有機汚濁の指標とされ、数値が高いほど、汚濁が進んでいることを示している。

※4 光化学オキシダント：大気中の窒素酸化物や炭化水素類に太陽の紫外線が作用して生成される酸化性物質の総称。光化学スモッグの原因の一つ。

個別目標・施策 良好な生活環境の確保

取組みの柱① 大気環境を守ります

取組みの柱② 健全な水の循環を守ります

取組みの柱③ 騒音・振動のないまちをつくれます



取組みの柱① 大気環境を守ります

市民・団体の取組み

環境行動		行動による効果
	ごみの野外焼却(野焼き)は行いません	ばい煙を防ぎます
	徒歩、公共交通機関を利用します	マイカー使用の排出ガスを減らします
	マナーを守ってペットを飼育します	ペットのふん尿による悪臭を防ぎます
	環境負荷の少ない車を選びます スマートムーブを実施します	マイカー使用の排出ガスを減らします

事業者の取組み

- ・事業活動に伴う大気汚染物質の排出抑制に努めます
- ・配送の合理化を図るなど、効率的な物流システムの整備に努めます
- ・悪臭に関する法令を遵守し、悪臭の発生を防ぎます
- ・スマートムーブの取組みを行います

市役所の取組み

- ・大気汚染の常時監視を行います
- ・悪臭を未然に防ぐため、事業場の立入調査・指導を行います
- ・工場・事業者に対する立入り調査などの監視・指導を行います
- ・苦情相談に迅速に対応します
- ・光化学オキシダント注意報発令時等の緊急時には県と連携して迅速に対応します
- ・公共交通機関の利用促進や渋滞緩和のため、交通体系の整備をすすめます
- ・率先して公用車に電気自動車等を導入します
- ・スマートムーブの取組みを行います



取組みの柱② 健全な水の循環を守ります

市民・団体の取組み

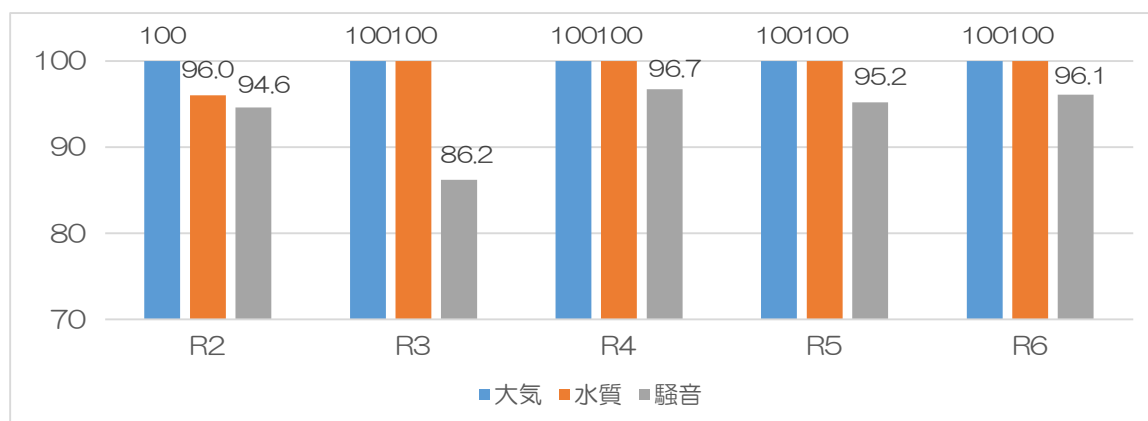
環境行動		行動による効果
	油や野菜くすをそのままシンクに流しません	水質をきれいに保ちます 下水道施設の機能を保ちます
	水を出しっぱなしにしません おふろの残り湯を使います 公共下水道へ接続します 合併処理浄化槽へ転換します	水資源を守ります 水質をきれいに保ちます
	農薬や化学肥料の使用は控えます	水質をきれいに保ちます

事業者の取組み

- ・ 事業活動に伴う汚水の排出抑制に努めます
- ・ 雨水利用設備の導入や技術開発に努めます
- ・ 水道水源に配慮した工事に努めます

市役所の取組み

- ・ 河川・海域などの常時監視を行います
- ・ 工場・事業所の監視・指導を行います
- ・ 上水道の適正な水質管理に努めます
- ・ 水道水源を安全に保ちます
- ・ 公共下水道や合併処理浄化槽への水洗化をすすめます
- ・ 安全で効率的な下水処理施設の整備・管理に努めます
- ・ 土壌・地下水汚染の状況の把握と周辺の土地利用の履歴に関する情報収集に努めます
- ・ 土壌・地下水汚染の適切な取扱いを指導します



■大気汚染物質※、公共用水域の水質、自動車騒音の環境基準達成率経年推移

※大陸からの越境汚染や黄砂に影響される監視項目である光化学オキシダントや浮遊粒子状物質、微小粒子状物質(PM2.5)を除く。

取組みの柱③ 騒音・振動のないまちをつくります



市民・団体の取組み

環境行動		行動による効果
	徒歩、公共交通機関を利用します	マイカーの騒音・振動を防ぎます
	日常生活の音に配慮します	日常生活の騒音・振動を防ぎます
	マナーを守ってペットを飼育します	ペットの騒音を防ぎます
	環境負荷の少ない車を選びます スマートムーブを実施します	マイカーの騒音・振動を防ぎます

事業者の取組み

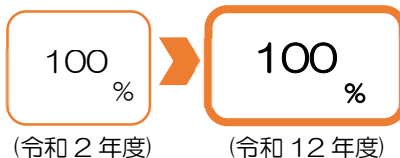
- ・低騒音・低振動型の機器を導入します
- ・営業や事業活動は、周辺の住宅に配慮して営業します
- ・工事等の際は計画的な防音措置を行います
- ・スマートムーブの取組みを行います

市役所の取組み

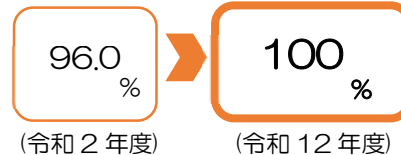
- ・工場・建設工事に対する立ち入り検査などの監視指導を行います
- ・自動車騒音の状況の常時監視や道路交通振動の調査を行います
- ・低騒音・低振動型の建設機械や工法の採用などの指導・助言を行います
- ・苦情相談に迅速に対応します
- ・公共交通機関の利用促進や渋滞緩和のため、交通体系の整備をすすめます
- ・スマートムーブの取組みを行います

成果指標

○大気汚染物質の環境基準達成率※1



○公共用水域の水質の環境基準達成率



○自動車騒音の環境基準達成率



※1 大陸からの越境汚染や黄砂に影響される監視項目である光化学オキシダントや浮遊粒子状物質、微小粒子状物質(PM2.5)を除く。

第2部 計画の実現に向けた取組み

第4章 都市環境

基本目標・施策

環境にやさしいまちづくりの推進

第1節

個別目標・施策

環境と調和した快適なまちづくり

P50~P52

取組みの柱① 地域の景観や自然などの個性を活かしたまちづくりをすすめます

取組みの柱② 安全・安心でコンパクトなまちづくりをすすめます



ながさきさるくマスコットキャラクター
「さるくちゃん」

第1節

個別目標・施策 環境と調和した快適なまちづくり

現状・課題

【現状】 ✓人口減少や少子高齢化がすすむ一方で、長崎市内中心部は100年に一度ともいえる都市開発がすすんでいる

【課題】 ✓適正に居住機能や都市機能を誘導しつつ、公共交通サービスの向上が必要

○長崎市では、人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえ、平成28年に改訂した長崎市都市計画マスタープランに示す将来都市構造「ネットワーク型コンパクトシティ長崎※1」の都市づくりをすすめることで、高齢者や子どもに優しい歩いて暮らせるコンパクトな市街地の形成を図ることとしています。また、特定の地域や道路に車が集中することに伴う交通渋滞による自動車排気ガス排出量の増加を抑制するため、道路交通網の整備や公共交通の利用促進を図り、環境への負荷を低減する必要があります。

○また、長崎市は長崎市景観計画※2に基づき市全域を「景観計画区域」に設定しており、特に歴史的な特徴のある地区など、重点的に景観の保全や誘導を行う地区を「景観形成重点地区」、それ以外の区域を「一般地区」として地域の特徴を生かす景観まちづくりをすすめています。屋外広告物条例※3に基準を定め、周囲の景観と調和する良好なまちなみ形成を図るための指導・助言を行っています。さらに近年、夜間景観整備や東山手・南山手地区においては歴史的風致の維持及び向上に重点的に取り組んでおり、さらなる夜景の魅力向上や歴史的建造物の保存・活用とその周辺環境の整備などをすすめています。

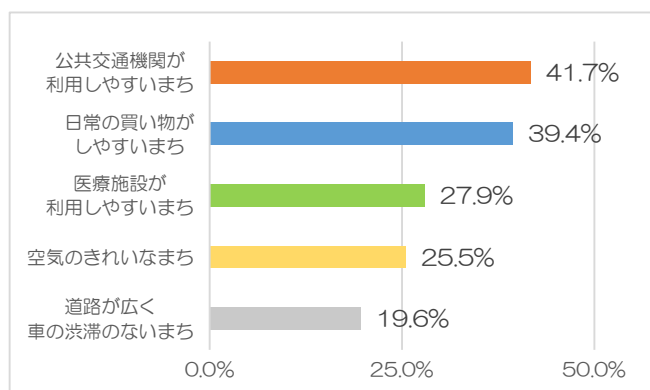
○この東山手・南山手地区は、脱炭素先行地域の対象エリアにもなっており、景観などにも配慮した省エネ化の推進と再エネ化100%を目指しています。

○今後、各地域の人口規模に応じた都市機能や、安全・安心で暮らしやすい場所への居住機能を誘導・維持するとともに、周辺地区との公共交通ネットワークを維持しながら、公共交通空白地域の解消、車両のバリアフリー化などのサービス向上を図っていく必要があります。

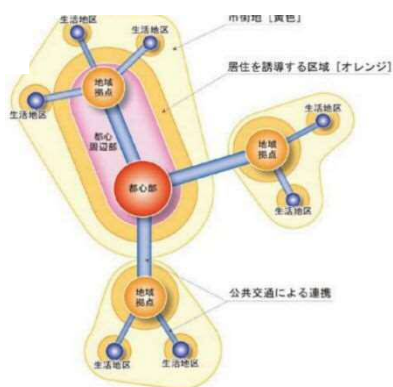
※1 ネットワーク型コンパクトシティ長崎：
人口減少がすすむ状況においても、それぞれの地域に合った暮らしやすさを整えていくために、都市や地域の暮らしに必要な施設がまとまって（コンパクト）確保された拠点と周辺の生活地区が公共交通や道路、情報などで結ばれた（ネットワーク）「まちの形」。

※2 長崎市景観計画：
長崎市特有の景観やそれぞれの地区の特徴を活かした景観づくりの推進について定めた計画。

※3 屋外広告物条例：
長崎市における屋外広告物の規制について定めた条例。



■あなたが理想とするまちは、どのようなまちですか？
（長崎市第三次環境基本計画策定に係る市民意識調査アンケート、令和元年度）



■ネットワーク型コンパクトシティ長崎
平面イメージ図

個別目標・施策

環境と調和した快適なまちづくり

取組みの柱① 地域の景観や自然などの個性を活かしたまちづくりをすすめます

取組みの柱② 安全・安心でコンパクトなまちづくりをすすめます



取組みの柱① 地域の景観や自然などの個性を活かしたまちづくりをすすめます

市民・団体の取組み

環境行動		行動による効果
	ごみのポイ捨てをしません	地域の景観を守ります
	建物を建てる時は、周辺のまちなみに配慮します	地域の景観を守ります
	環境美化活動に参加します 地域や市役所の景観づくりの取組みに参加します	地域の景観を守ります

事業者の取組み

- ・建物を建てたり、広告物を設置する際は周辺のまちなみに配慮します
- ・各種開発の際は、周辺の調和や緑化、見え方に配慮します
- ・世界遺産の構成資産の保全に向けた活動に参加・協力します

市役所の取組み

- ・景観法に基づく景観計画により良好な景観を誘導します
- ・地域景観の向上につながる質の高い公共施設の整備を努めます
- ・市民などによる景観づくりの活動を支援します
- ・世界遺産の構成資産および周辺の環境を整備・保全します
- ・脱炭素先行地域と連動した「長崎居留地歴まちグランドデザイン」の改定を官民連携で行います



■長崎市の夜景の様子



取組みの柱② 安全・安心でコンパクトなまちづくりをすすめます

市民・団体の取組み

環境行動	行動による効果
徒歩、公共交通機関を利用します	地域交通を維持します
スマートムーブを実施します	マイカー使用の排気ガスを減らします マイカー使用の騒音・振動を防ぎます
災害発生時の対応を事前に確認します 災害発生時は命を守る行動を速やかにとります	災害の被害を最小限に抑えます
家を建てる時はZEH住宅を建てます 居住誘導区域※4に家を建てます	災害の被害を最小限に抑えます コンパクトなまちをつくります

※4 居住誘導区域：立地適正化計画で定める区域。人口減少下において、生活サービスやコミュニティが持続的に確保できるように、居住を誘導する安全で暮らしやすい区域。

事業者の取組み

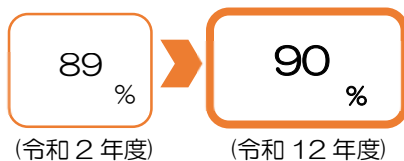
- ・開発や事業を実施する際は、環境に十分配慮します
- ・低床車両導入によるバリアフリー化をすすめます
- ・スマートムーブの取組みを行います

市役所の取組み

- ・将来都市構造「ネットワーク型コンパクトシティ長崎」の実現に向けたまちづくりをすすめます
- ・斜面地や道路の整備により、安心・安全なまちづくりをすすめます
- ・スムーズに移動できる道路交通体系を整備します
- ・スマートムーブの取組みを行います

成果指標

○長崎の街並みや景観に
誇りを感じる市民の割合



○居住誘導区域内の人口密度



第2部 計画の実現に向けた取り組み

第5章 環境意識・行動

基本目標・施策

環境意識・行動の定着

第1節

個別目標・施策

当事者意識の醸成

P54～P57

取組みの柱① 幅広い世代が環境行動を実践する機会を創出します

取組みの柱② 環境への意識と行動を高める情報発信に取り組みます

第2節

個別目標・施策

環境行動の定着

P58～P60

取組みの柱① 環境行動の担い手を育成していきます

取組みの柱② 多様な主体が連携し環境行動の輪を広げます



サステナプラザながさき
イメージキャラクター
「サステなっちゃん」

第1節

個別目標・施策 当事者意識の醸成

現状・課題

【現状】 ✓小中学校での環境保全行動や省エネ行動の実践がすすんでいる

【課題】 ✓市民一人ひとりが当事者意識を持つことが必要

✓様々な場面に応じた環境教育・学習の仕組みづくりやけん引する人材の育成が必要

✓高校生や大学生、社会人などが興味を持つような取り組みが必要

○今日の多種多様な環境問題の多くは、私たちの日常生活や事業活動に伴う環境負荷が大きな影響を及ぼしています。私たちは、このことを認識し、身近にできる環境行動を継続して実践し、1人ひとりが自ら環境問題に取り組んでいかなければなりません。

○そのためには、子どもから大人までのあらゆる世代において、人と環境との関わりについて学ぶ場と機会の創出が必要となります。特に、小さい頃からの自然体験は環境に対する意欲や関心を高めるものと考えています。

○市役所では、小中学生・高校生の親子を対象とした「親子環境教室」を開催し、長崎市を流れる美しい川や豊かな緑にすむ多様な生き物を観察することで、生き物の生態やすすんでいる自然環境について学んでいます。

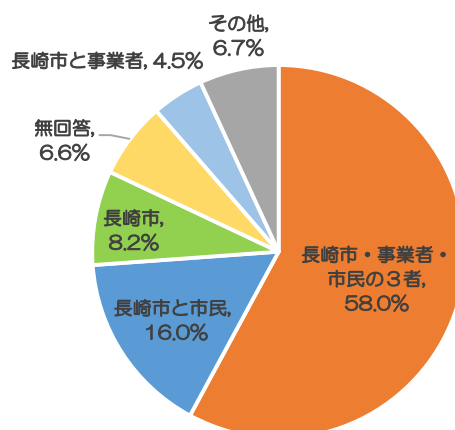
○小中学生の親子を対象とした「省エネ実験・施設見学会」を開催し、省エネ実験やごみ処理施設の見学を通して、家庭においても環境行動への意識を高め、率先して環境行動を実践するきっかけにつながっています。

○小中学校においては、環境マネジメントシステム^{※1}の仕組みを取り入れた「ながさきエコスクール」として市内全校が認定され、教科書などで学習した環境保全行動や省エネ行動を実践しています。

○また、持続可能な地域づくりを担う人材を育成するため、「サステナプラザながさき（長崎市地球温暖化防止活動センター）」を中心とした市民環境行動の推進と小中学生を対象とした「環境ESD^{※2}講座」による環境教育に取り組んでいます。

○サステナプラザながさきと連携した地球温暖化防止活動推進員^{※3}による出前講座など、地球温暖化対策について市民の理解を深める活動に取り組んでいます。

○今後、市民総参加による環境保全の取り組みを実践していくためには、市民1人ひとりが当事者意識を持つことが必要となります。環境行動は、学校、家庭、地域、職場などのあらゆる場において取り組むものであるため、様々な場面に応じた環境教育・学習の仕組みづくりや、これをけん引する人材の育成が必要となっています。



■あなたは環境をよくするための取り組みをだれが中心となて行うべきだと思いますか？（長崎市第三次環境基本計画策定に係る市民意識調査アンケート、令和元年度）

※1 環境マネジメントシステム：組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組をすすめるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための体制・手続き等の仕組みのこと。

※2 ESD：ESDとはEducation for Sustainable Developmentの略で「持続可能な開発のための教育」の和訳。（詳しくはP56）

※3 地球温暖化防止活動推進員：地域における地球温暖化の現状や地球温暖化対策に関する知識の普及、地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う市民の環境活動のリーダー。



■親子環境教室の様子



■親子で省エネ実験・施設見学会の様子



■ペンギン水族館（田植えボランティア）の様子



■体験の森（親子キャンプ）の様子

コラム 「ながさきサステナプロジェクト」とは？

市役所では、市民の自発的かつ継続的な環境行動を促進するため、持続可能な地域づくりを担う人材を育成することを目的として、平成28年度から『ながさきサステナプロジェクト』と称して、「サステナプラザながさき」と「ながさきサステナスクール」に取り組んでいます。

～サステナプラザながさき～

「サステナプラザながさき」は、環境について気軽に学び、情報収集をすることができる施設です。

身近な暮らしの中でできる簡単な省エネのコツやエコクッキングなどを学べる講座も定期的開催しています。Wi-Fi 設備等もありますので、ぜひお気軽にお越しください。（場所：長崎市桜町1-12 旧長崎市職員会館1階）



～環境 ESD 講座～

市役所では市内小中学校に向けて「環境団体との連携による ESD 講座」を行っており、環境団体を講師とした環境講座を行っています。

川の生きものの調べなど、児童・生徒が実際に体験しながら環境について学ぶことで、より深く学ぶことができるような講座となっています。

個別目標・施策 当事者意識の醸成

取組みの柱① 幅広い世代が環境行動を実践する機会を創出します

取組みの柱② 環境への意識と行動を高める情報発信に取り組みます



取組みの柱① 幅広い世代が環境行動を実践する機会を創出します

市民・団体の取組み

環境行動		行動による効果
	環境について学びます	環境に関する知識を深めます
	レジャーは豊かな自然に触れられる場所を選びます	自然環境を体験します
	環境に関する講座やイベントに参加します 環境について学んだことを家庭で話し、実践します	身近な環境を体験します 環境意識を周囲に広げます
	環境に関する講座やイベントを開催します	環境意識を周囲に広げます

事業者の取組み

- ・環境に関する講座やイベントを開催・参加します

市役所の取組み

- ・環境に関する講座やイベントを開催します
- ・サステナプラザながさきと連携して、環境に関する情報をわかりやすく発信します
- ・環境教育・学習のカリキュラムの充実を図ります
- ・親子環境教室など体験型環境学習の充実を図ります

コラム 「ESD」とは？

ESDとは平成14年の「持続可能な開発に関する世界首脳会議」で国が提唱した考え方であり、Education for Sustainable Developmentの略で「持続可能な開発のための教育」と訳されています。

今、世界には気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等人類の開発活動に起因する様々な問題があります。ESDとは、これらの現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組むことで、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動です。



■ESDはSDGs17の全ての目標実現の鍵
(出典：文部科学省)



取組みの柱② 環境への意識と行動を高める情報発信に取り組みます

市民・団体の取組み

環境行動		行動による効果
	環境に関する情報を収集・発信します	環境に関する知識を深めます 環境意識を周囲に広げます
	環境に関する講座やイベントを開催します	環境意識を周囲に広げます

事業者の取組み

- ・環境に関する講座やイベントを開催・参加します
- ・自社の環境への取組みを外部へ積極的に発信します

市役所の取組み

- ・環境に関する講座やイベントを開催します
- ・サステナプラザながさきと連携して、環境に関する情報をわかりやすく発信します

成果指標

○環境活動に参加した市民の割合



○環境学習等への参加者数



第2節

重点化

個別目標・施策 環境行動の定着

現状・課題

【現状】 ✓「アダプトプログラム」制度、「サステナプラザながさき」との連携、ゼロカーボンポータルサイトでの啓発などにより、市民の身近な環境行動を促進する取組みをすすめている

【課題】 ✓多様な世代への周知が必要
✓日常生活の中で自然にエコなライフスタイルが定着することが必要

○私たちが環境にやさしいライフスタイルへの転換を図るためには、市民一人ひとりが環境について関心を持ち、理解を深め、自ら環境に配慮した行動を継続することが重要です。○平成22年には、多様な活動団体が学び支え合う仕組みである市民ネットワーク「ながさきエコネット」を市民、団体、市役所の共同で設立し、市民一人ひとりの環境行動実践につながる取組みを行ってきました。

○また、「アダプトプログラム」制度を導入し、市民や事業者と市役所との協働による、環境美化活動にも取り組んでいます。平成28年には、「サステナプラザながさき（長崎市地球温暖化防止活動センター）」を開設し、環境行動の推進役として市民の身近な環境行動を促進する取組みをすすめています。

○これらの取組みも、活動団体の高齢化などがすすんでおり、今一度一人ひとりの取組みの定着が求められています。

○そのためには、幅広い世代を対象としたSNSなどを活用し、生活スタイルなどターゲットに応じた効果的な情報を発信することで行動を起こす新たな層の掘り起こしにつながる取組みをすすめていく必要があります。

○環境に触れる機会が増えることにより、各主体の環境行動の底上げにつなげ、日常生活の中で自然にエコなライフスタイルが定着していることを目指します。



■リーフレット「デコ活」のすすめ（出典：環境省）

個別目標・施策 環境行動の定着

取組みの柱① 環境行動の担い手を育成していきます

取組みの柱② 多様な主体が連携し環境行動の輪を広げます



取組みの柱① 環境行動の担い手を育成していきます

市民・団体の取組み

環境行動		行動による効果
	環境について学びます	環境に関する知識を深めます
	環境に関する情報を収集・発信します	環境に関する知識を深めます 環境意識を周囲に広げます
	環境に関する講座やイベントに参加します 環境に関する団体やサークルに加入し、活動します 自治会などの地域の講座やイベントに参加します	身近な環境を体験します 環境意識を周囲に広げます
	環境に関する講座やイベントを開催します	身近な環境を体験します 環境意識を周囲に広げます

事業者の取組み

- ・職場研修などで環境保全活動について理解を深めます
- ・環境に関する講座やイベントを開催・参加します

市役所の取組み

- ・環境に関する講座やイベントを開催します
- ・サステナプラザながさきと連携して、環境に関する情報をわかりやすく発信します
- ・環境教育・学習のカリキュラムの充実を図ります
- ・親子環境教室など体験型環境学習の充実を図ります
- ・多様な主体と連携して、環境学習の機会を提供します
- ・多様な主体と連携し、専門知識を有する人材が地域で活躍できる場を広げます



取組みの柱② 多様な主体が連携し環境行動の輪を広げます

市民・団体の取組み

環境行動	行動による効果
 環境に関する情報を収集・発信します	環境に関する知識を深めます 環境意識を周囲に広げます
 レジャーは豊かな自然に触れられる場所を選びます	自然環境を体験します
 家やまちの緑を大切にします	身近な自然を大切にします 身近な環境を育てます
 環境に関する講座やイベントに参加します 環境に関する団体やサークルに加入し、活動します 自治会などの地域の講座やイベントに参加します	身近な環境を体験します 環境意識を周囲に広げます
 環境に関する講座やイベントを開催します	環境意識を周囲に広げます

事業者の取組み

- ・環境認証規格の取得（ISO14001 やエコアクション 21）など、環境に配慮して事業をすすめます
- ・自社の環境への取組みを外部へ積極的に発信します
- ・環境に関する講座やイベントを開催・参加します
- ・植樹・緑化の取組みを実施します

市役所の取組み

- ・環境に関する講座やイベントを開催します
- ・児童や生徒が環境について学んだことについて広く発信します
- ・サステナプラザながさきと連携して、環境に関する情報をわかりやすく発信します
- ・サステナプラザながさきと連携して、環境に関する人材ネットワークを拡げます
- ・公園や公共施設の緑化をすすめます

成果指標

○環境保全団体メンバー数



第3部 資料編

資料 1 計画の策定体制

資料 2 計画の策定経過

資料 3 長崎市第三次環境基本計画諮問・答申

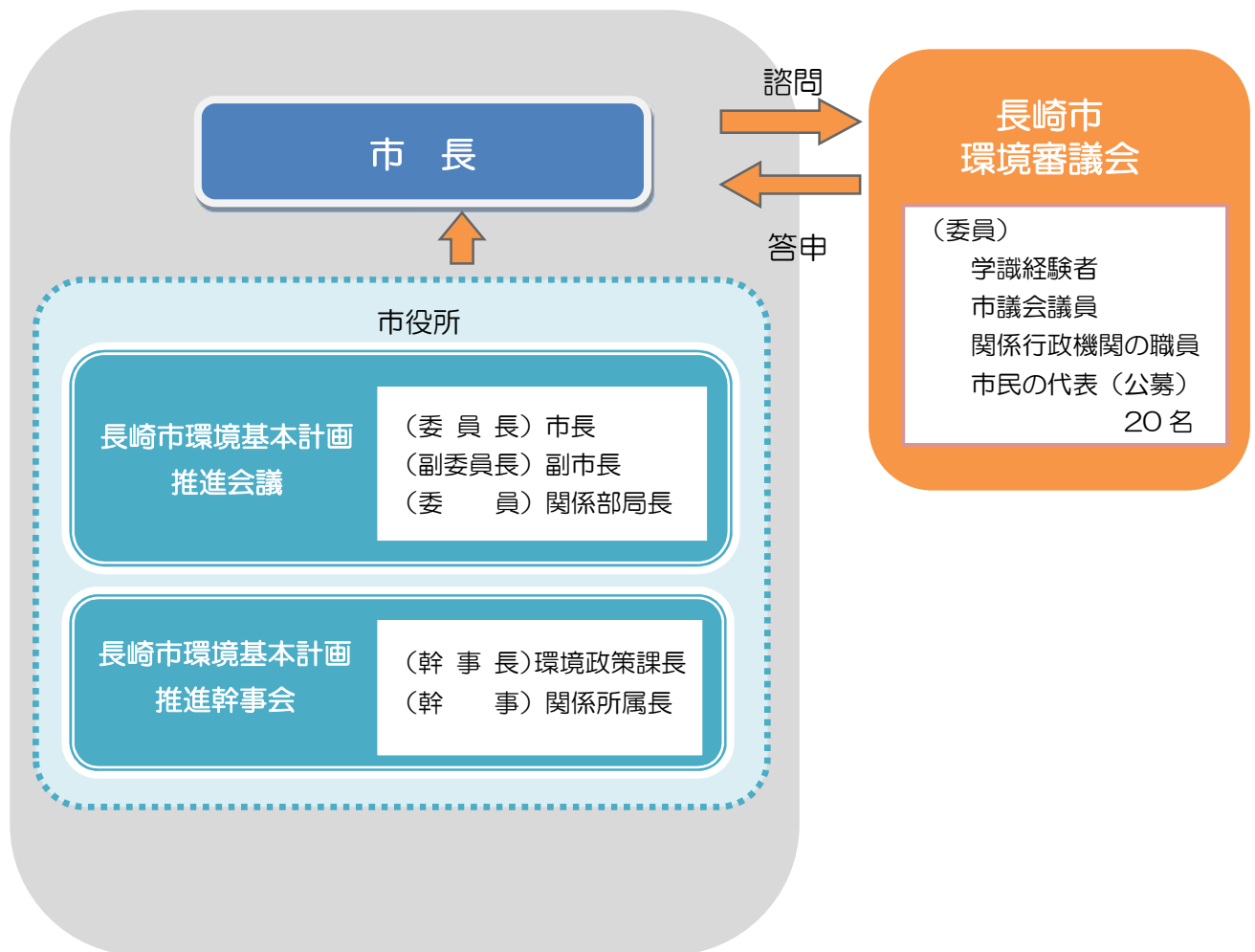
資料 4 長崎市環境基本条例

資料 5 成果指標詳細

資料 6 環境基準等一覧

資料 7 「ながさき環境都市宣言文」の解説

資料1 計画の策定体制



資料2

計画の策定経過

年月日	会議・審議会等	主な内容
令和元年 9月～10月	長崎市第三次環境基本計画策定に係る 市民意識調査アンケート	市民、事業者、小学生対象アンケート調査
令和3年 5月28日	第1回長崎市環境基本計画推進幹事会	計画の体系案について
令和3年 7月13日	第1回長崎市環境基本計画推進会議	計画の体系案について
令和3年 7月28日	第1回長崎市環境審議会	計画の体系案について
令和3年 10月18日	第2回長崎市環境基本計画推進会議	計画（素案）について
令和3年 10月27日	第2回長崎市環境審議会	計画（素案）について〔諮問〕
令和3年 11月10日 ～令和3年 12月10日	パブリックコメント	計画（素案）について意見募集
令和3年 12月22日	第3回長崎市環境審議会	計画（案）について 答申（案）について
令和4年 1月21日	第4回長崎市環境審議会	計画（最終案）について 答申（案）について
令和4年 1月28日	答申	計画（素案）について〔答申〕
令和4年 1月31日	第3回長崎市環境基本計画推進会議	計画の策定について

資料3

長崎市第三次環境基本計画諮問・答申

(1) 長崎市環境審議会への諮問

長環政第 404 号

令和3年10月27日

長崎市環境審議会

会長 宮原 和明 様

長崎市長 田上 富久

長崎市第三次環境基本計画（素案）について（諮問）

このことについて、長崎市環境基本条例（平成11年長崎市条例第22号）第8条第4項の規定により、次のとおり諮問する。

1 諮問事項

長崎市環境基本条例第8条第2項第1号及び第2号の規定に定める事項

2 内容

長崎市の環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、別添「長崎市第三次環境基本計画（素案）」について貴審議会の意見を求めるもの。

(2) 長崎市環境審議会からの答申

令和4年1月28日

長崎市長 田上 富久 様

長崎市環境審議会
会長 宮原 和明

長崎市第三次環境基本計画（素案）について（答申）

令和3年10月27日付け長環政第404号で諮問のありました「長崎市第三次環境基本計画(素案)」について、次のとおり答申する。

答 申

同計画は、長崎市を取り巻く環境問題や社会情勢を反映し、めざす環境像である「人と自然と文化が輝き続けるまち長崎」の実現に向け、環境分野ごとに個別目標と施策の方向性を示すとともに、市民・団体、事業者、市役所の各主体が一体となって取り組む環境行動が具体的に示されており、SDGsの推進にも沿ったものであることから、概ね妥当であると判断する。

なお、審議の過程で出された意見を別紙のとおり付するので、計画の策定にあたっては、本審議会の意見を十分に尊重いただくとともに、めざす環境像の実現に向けて、市民・団体、事業者と市役所が一体となって取組みを進めるよう要望する。

別紙

【長崎市第三次環境基本計画(素案)に対する意見】

- 1 太陽光だけでなく広く再生可能エネルギーの普及を図る取組みを進めていただきたい。
- 2 広範多岐にわたる環境に関する取組みの推進にあたっては、幅広い分野や各種団体と連携し、様々な面から課題の解決や環境行動の普及・啓発に取り組んでいただきたい。
- 3 市民一人ひとりが環境問題を自分事に捉え、行動を起こすようわかりやすく情報発信を進めていただきたい。
- 4 計画の達成に向けて、進行管理を徹底し、実効性を確保していただきたい。

資料4

長崎市環境基本条例

平成11年9月27日
条例第22号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 環境の保全及び創造を推進するための基本的施策

第1節 施策の基本方針等(第7条—第9条)

第2節 環境の保全及び創造に関する施策等(第10条—第25条)

第3章 長崎市環境審議会(第26条—第34条)

附則

私たちのまち長崎市は、長崎港を中心とした諸外国との交流の中から多様な文化や伝統を生み出した歴史あるまちであるとともに、起伏に富んだ地形が、美しい斜面市街地を形成し、海と山がおりなす豊かな自然に恵まれたまちである。

昭和20年8月9日、本市に原子爆弾が投下され、多くの尊い生命とともに、それまでに築き上げられてきた数々の歴史的文化的な遺産や、豊かな自然が一瞬にして失われた。

この惨禍から市民の英知と努力によって見事に復興を遂げた本市は、被爆都市として、核の廃絶を訴え続ける使命を担い、世界平和の拠点となるべく発展してきた歴史的な経過がある。

一方、近年の都市活動の拡大、生活様式の変化等に伴い、大量生産、大量消費及び大量廃棄を続ける社会経済活動が、生活の利便性を高める反面で、環境への負荷を増大させ、自然の生態系のみならず地球全体の環境に影響を及ぼすに至っている。

私たちは、健康で文化的な生活を営むことができる健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利を有するとともに、その環境を保全及び創造し、将来の世代に引き継ぐ責務を有している。

このような認識の下、環境への負荷の少ない資源循環・環境共生型社会の構築を目指すとともに、地球環境の保全に貢献していくために、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が健康で文化的な生活に欠くことのできない健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会が構築されること及び環境の保全上の支障が未然に防がれることを目的として、すべての者が連携し、公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、人の日常生活や事業活動が地球全体の環境と密接に係わっていることにかんがみ、すべての者の参加による環境の保全に関する地域的取組みにより、積極的かつ着実に推進されなければならない。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために、必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られることとなるように、必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

- 第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造を推進するための基本的施策

第1節 施策の基本方針等

(施策の基本方針)

- 第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。
- (1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。
- (4) 廃棄物の減量及び適正処理並びに資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を促進し、環境への負荷の低減が図られること。
- (5) 緑化、ごみの散乱防止等の推進、良好な景観の形成、歴史的文化的な遺産の保存及び活用等による快適な生活環境の保全及び創造が図られること。

(環境基本計画)

- 第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2)前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画に市民、事業者又はこれらの者が組織する団体(以下「市民等」という。)の意見が反映されるように、必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、長崎市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策について報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第2節 環境の保全及び創造に関する施策等

(施策の策定に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第11条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全及び創造について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(公害の防止及び自然環境保全のための規制の措置)

第12条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(経済的措置)

第13条 市は、市民等が行う環境への負荷の低減に資する施設の整備その他の適切な事業を促進するため、必要な助成その他の経済的措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する事業の推進)

第14条 市は、次に掲げる環境の保全及び創造に関する施設の整備その他の事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(1)下水道、廃棄物の処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設(移動施設を含む。)その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業

(2)公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業

(3)希少な野生動植物の保護増殖その他の環境の保全上の支障を防止するための事業

(廃棄物の減量及び適正処理の促進等)

第15条 市は、県及び他の市町村と協力して、環境への負荷の低減を図るため、市民等による廃棄物の発生の抑制、再生利用等による減量及び適正な処理が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等による資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、廃棄物の適正な処理を行うとともに、廃棄物の発生の抑制、再生利用等による減量並びに資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に積極的に努めるものとする。

(水環境及び森林の保全及び創造)

第16条 市は、市民の憩いの場であるとともに、社会経済活動の場でもある美しい川、海、海岸等の水環境を保全し、及び創造するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、水源のかん養、二酸化炭素の吸収その他の機能を有する森林を保全し、及び創造するため、必要な措置を講ずるものとする。

(快適な生活環境の保全及び創造)

第17条 市は、市民等と一体となって、緑化、ごみの散乱防止等の推進、良好な景観の形成、歴史的文化的な遺産の保存及び活用等により、快適な生活環境の保全及び創造が図られるように、必要な措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の振興等)

第18条 市は、市民等が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、市民等の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的活動の促進)

第19条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の環境管理に関する取組みの促進)

第20条 市は、事業者が行う環境管理(事業活動に伴って生じる環境への負荷の低減を図るための目標の設定並びに達成状況の評価及び検証を自主的に実施することをいう。)に関する取組みが促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第21条 市は、市民等の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査及び研究の実施等)

第22条 市は、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測その他の環境を保全し、及び創造するために必要な調査及び研究を実施し、その成果の普及に努めるものとする。

(体制の整備等)

第23条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

2 市は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的な調整及び計画的な推進を図るために、必要な体制の整備に努めるものとする。

3 市は、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するため、市民等と協働することができるように努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第24条 市は、市民等と連携して、地球環境保全に関する施策の推進に努めるものとする。

2 市は、国際機関、国、他の地方公共団体その他の関係団体等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第25条 市は、環境の保全及び創造に関する施策で、広域的な取組みを必要とするものについては、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第3章 長崎市環境審議会

(設置)

第26条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、長崎市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第27条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 第8条第4項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定による環境基本計画に関する事項

(2) 環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項

(組織)

第28条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のいずれかのうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 関係行政機関の職員のうち、市長が定める職にある者

(3) 市議会議員

(4) 市民

3 市長は、前項第4号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。

(任期)

第29条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第2項第2号に掲げる者のうちから委嘱された委員が、同号の規定に該当する者でなくなったときは、前2項に定める任期中であっても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、委員(前条第2項第3号に掲げる委員を除く。)の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。

(会長)

第30条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第31条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係人の出席)

第32条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第33条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(長崎市環境審議会条例の廃止)

2 長崎市環境審議会条例(平成6年長崎市条例第16号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に廃止前の長崎市環境審議会条例第3条第2項の規定により委嘱された委員は、その任期が満了するまでの間、この条例の相当規定により委嘱された委員とみなす。

附 則(平成22年6月29日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年7月11日条例第20号)抄

(施行期日)

1 この条例中第1条及び次項から附則第12項までの規定は平成23年8月1日から、第2条の規定は平成24年4月1日から、第3条の規定は平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年9月30日条例第40号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年12月28日条例第56号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月23日条例第13号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のそれぞれの条例の相当規定により委嘱され、又は任命された委員等は、この条例による改正後のそれぞれの条例の相当規定により委嘱され、又は任命された委員等とみなす。

附 則(令和元年9月27日条例第64号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料5

成果指標詳細

地球環境					
脱炭素社会の実現					
個別目標・施策	成果指標	基準値 (令和2年度)	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	指標の説明 (①指標の内容、②指標とした理由、 ③実績値の把握方法、④目標値設定の考え方)
日常生活・事業活動の省エネルギー化及びCO ₂ の吸収の促進	長崎市域から排出される温室効果ガスの排出量	2,004千t-CO ₂	1,933千t-CO ₂ (令和5年度速報値)	1,280千t-CO ₂	①長崎市内から排出される温室効果ガスの量（令和元年度速報値）。 ②温室効果ガスの排出量の特徴を把握し、適切な温暖化対策を行うための指標となるため。 ③毎年度ごとの温室効果ガス排出量算定により把握する。 ④長崎市地球温暖化対策実行計画の基準年度である平成19年度と比較して、43%削減した値を目標とする。
	市役所から排出される温室効果ガスの排出量	67,492t-CO ₂	83,175t-CO ₂ (令和6年度速報値)	46,689t-CO ₂	①市役所の事務及び事業を実施するにあたって排出される温室効果ガス排出量（令和2年度速報値）。 ②持続可能な脱炭素社会を構築し、実効性のある地球温暖化対策を進める上で市役所自らの温室効果ガスの排出量を把握し、市民、事業者等に率先した対策を講じていく必要があるため。 ③各課から収集した電気、ガス、その他燃料使用量等のデータを基に算定する。 ④長崎市地球温暖化対策実行計画の基準年度である平成19年度と比較して、46%削減した値を目標とする。
再生可能エネルギーの導入・利活用と環境関連産業の活性化	市域のエネルギー消費量の再生可能エネルギー割合	8.8%	9.6% (令和5年度)	20%	①市域のエネルギー消費量のうち、再生可能エネルギーの割合。 ②2050年の二酸化炭素排出実質ゼロの達成に向けて、エネルギー消費における温室効果ガス排出量を削減するための取組みの指標であるため。 ③国の統計資料により把握する。 ④長崎広域連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画に基づき、20%を目標とする。
循環型社会					
資源の有効活用					
個別目標・施策	成果指標	基準値 (令和2年度)	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	指標の説明 (①指標の内容、②指標とした理由、 ③実績値の把握方法、④目標値設定の考え方)
ごみ排出量の削減と資源循環の推進	計画収集に係る1人1日当たりのごみ排出量（燃やせるごみ・可燃性粗大ごみ、燃やせないごみ・不燃性粗大ごみ）	558.9g	503.8g	437.8g	①計画収集に係る1人1日当たりのごみ（燃やせるごみ・可燃性粗大ごみ、燃やせないごみ・不燃性粗大ごみ）排出量 ②ごみの減量と適正分別による資源化の成果を表すと考えられるため。 ③燃やせるごみ・可燃性粗大ごみ、燃やせないごみ・不燃性粗大ごみの排出量を3月31日現在の登録人口と年間日数（365日又は366日）で除して算出する。 ④1人1日あたりごみ排出量（家庭系）の令和2年度から令和5年度までの減少▲11gを継続していくことを目標とする。
環境負荷の少ない廃棄物処理の推進	最終処分場の年間埋立量	22,486t (令和元年度)	19,362t	17,788t	①最終処分場に持ち込まれる不燃ごみが1年間に埋め立てられる総量。 ②廃棄物の適正処理により、埋め立てられる不燃ごみなどが抑制され、環境負荷の低減につながると考えられるため。 ③最終処分場で集計される数値により把握する。 ④令和12年度までの年間埋立量を17,788tまでに抑制することを目標とする。（計画期間中は前年度比年間約1.4%減を目標。）

地域環境					
豊かな地域環境の保全と活用					
個別目標・施策	成果指標	基準値 (令和2年度)	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	指標の説明 (①指標の内容、②指標とした理由、 ③実績値の把握方法、④目標値設定の考え方)
豊かな自然環境の保全・共生	ホタル飛翔定点確認割合	95.1%	96.3%	100%	①定点のうちホタルの飛翔が確認できた箇所数の割合。 ②ホタル飛翔の確認割合が増加することで、川の水、周辺の空気、餌となる生物の生息など、自然環境の保全が図られていると考えられるため。 ③定点調査により把握する。 ④全調査地点においてホタルが観測できることを目標とする。
	森林整備面積 (植林、枝打ち、間伐等) 【累計】	-	819ha	2,070ha	①森林の整備面積。 ②森林保全の程度を把握できるため。 ③林業関係団体からの聞き取り調査により把握する。 ④計画期間中に、毎年230ha増を維持することを目標とする。
良好な生活環境の確保	大気汚染物質の環境基準達成率	100%	100%	100%	①大気(大陸からの越境汚染や黄砂に影響される監視項目である光化学オキシダントや浮遊粒子状物質、微小粒子状物質(PM2.5)を除く)の常時監視地点における環境基準達成の割合。 ②環境基準を達成することが、良好な生活環境の確保につながると考えられるため。 ③国のマニュアルに基づき測定を行い把握する。 ④100%を維持し続けることを目標とする。
	公共用水域の水質の環境基準達成率	96.0%	100%	100%	①水質の常時監視地点における環境基準達成の割合。 ②環境基準を達成することが、良好な生活環境の確保につながると考えられるため。 ③国のマニュアルに基づき測定を行い把握する。 ④毎年向上させ、最終的に100%を目標とする。
	自動車騒音の環境基準達成率	94.6%	96.1%	100%	①騒音の常時監視地点における環境基準達成の割合。 ②環境基準を達成することが、良好な生活環境の確保につながると考えられるため。 ③国のマニュアルに基づき測定を行い把握する。 ④毎年向上させ、最終的に100%を目標とする。
都市環境					
環境にやさしいまちづくりの推進					
個別目標・施策	成果指標	基準値 (令和2年度)	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	指標の説明 (①指標の内容、②指標とした理由、 ③実績値の把握方法、④目標値設定の考え方)
環境と調和した快適なまちづくり	長崎の街並みや景観に誇りを感じる市民の割合	89%	86.8%	90%	①長崎の街並みや景観に誇りを感じる市民の割合。 ②市民が景観に誇りを持つことは、施策の重要な成果であると考えられるため。 ③市民意識調査により把握する。 ④令和7年度までに市民の9割が満足することを目指し、令和12年度までは9割を維持することを目標とする。
	居住誘導区域内の人口密度	66.2人/ha	62.8人/ha	62.4人/ha	①居住誘導区域内1ha当たりの人口密度。 ②立地適正化計画の集約の視点から市街地のコンパクト化を定量的に評価するため。 ③年度末の住民基本台帳(人口)により把握する。 ④立地適正化計画における現況値(平成28年度)と目標値(令和17年度)の案分により各年の目標値を算定する。
環境意識・行動					
環境意識・行動の定着					
個別目標・施策	成果指標	基準値 (令和2年度)	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	指標の説明 (①指標の内容、②指標とした理由、 ③実績値の把握方法、④目標値設定の考え方)
当事者意識の醸成	環境活動に参加した市民の割合	37.8%	38.5%	50.5%	①環境活動に参加した市民の割合。 ②環境活動に参加した市民が増えることで、自発的な環境活動の実践が図られると考えられるため。 ③市民意識調査結果により把握する。 ④令和6年度(38.5%)を基準に毎年2%増を目標とする。
	環境学習等への参加者数	29,678人 (令和元年度)	11,539人	14,839人	①親子環境教室や施設見学等の環境学習、あぐりの丘、市民の森、科学館、ペンギン水族館等で開催されている観察会や体験学習、及び、市立小中学校が行った環境講座等への参加者数。 ②参加者数が増えることで、環境学習を行う市民が増え、環境意識の醸成が進むと考えられるため。 ③年度末の実績を把握する。 ④実績値(令和6年度)から毎年550人増を目標とする。 ※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で激減したため令和元年度を基準値とする。
環境行動の定着	環境保全団体メンバー数	59,283人	60,541人	64,300人	①市民ネットワーク「ながさきエコネット」登録メンバー数及びアダプトプログラム参加者数を合算。 ②人数が増えることで、環境行動を実践する市民が増加していると考えられるため。 ③年度末時点における数値を把握する。 ④基準値(令和2年度)から毎年500人増を目標とする。

資料6 環境基準等一覧

1 環境基準について

環境基準は、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたものです。

環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標です。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするものです。

2 大気に係る環境基準等

(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄（SO ₂ ）	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素（CO）	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質（SPM）	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素（NO ₂ ）	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント（Ox）	オゾンとして、8時間値が0.07ppm以下であり、かつ、日最高8時間値の1年平均値が0.04ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
シクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質（PM _{2.5} ）	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

(2) 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度指針

物質	指針
非メタン炭化水素（NMHC）	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。

3 悪臭に係る各種基準

(1) 悪臭防止法に基づく敷地境界における規制基準

特定悪臭物質	基準値 (ppm)		臭いの性質
	A 区域	B 区域	
アンモニア	1	2	し尿のようなにおい
メチルメルカプタン	0.002	0.004	腐ったタマネギのようなにおい
硫化水素	0.02	0.06	腐った卵のようなにおい
硫化メチル	0.01	0.05	腐ったキャベツのようなにおい
二硫化メチル	0.009	0.03	腐ったキャベツのようなにおい
トリメチルアミン	0.005	0.02	腐った魚のようなにおい
アセトアルデヒド	0.05	0.1	青臭い刺激臭
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	甘酸っぱい焦げたようなにおい
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	甘酸っぱい焦げたようなにおい
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	甘酸っぱい焦げたようなにおい
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	甘酸っぱい焦げたようなにおい
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	甘酸っぱい焦げたようなにおい
イソブタノール	0.9	4	発酵したようなにおい
酢酸エチル	3	7	シンナーのようなにおい
メチルイソブチルケトン	1	3	シンナーのようなにおい
トルエン	10	30	ガソリンのようなにおい
スチレン	0.4	0.8	都市ガスのようなにおい
キシレン	1	2	ガソリンのようなにおい
プロピオン酸	0.03	0.07	酸っぱい刺激臭
ノルマル酪酸	0.002	0.006	汗くさいにおい
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	むれた靴下のにおい
イソ吉草酸	0.001	0.004	むれた靴下のにおい

※ A 区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、
近隣商業地域、商業地域、準工業地域

B 区域：工業地域

4 水質汚濁に係る環境基準

(1) 河川の生活環境の保全に係る環境基準

項目 類型	基準 値				
	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	20CFU/100ml 以下
A	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	300CFU/100ml 以下
B	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	1000CFU/100ml 以下
C	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/ℓ 以下	50 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—
D	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/ℓ 以下	100 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—
E	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/ℓ 以上	—

■市内の主な河川の類型指定

河川名	地点	類型	河川名	地点	類型
浦上川	川平取水堰より上流	A	鹿尾川	全域	A
	大井手川浦上貯水池えん堤より上流	A	八郎川	全域	A
	上記2地点を除く水域	C	西海川	全域	A
中島川	本河内低部貯水池えん堤より上流	A	手崎川	全域	A
	西山高部貯水池えん堤より上流	A	神浦川	全域	A
	上記2地点を除く水域	A			

(2) 海域の生活環境の保全に係る環境基準

項目 類型	基準 値				
	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	300CFU/100ml 以下	検出されないこと。
B	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—	検出されないこと。
C	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—	—

■長崎湾の類型指定

湾名	地点	類型
長崎湾	(1)長崎市神崎鼻立標と同女神立標を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域	B
	(2)長崎市四郎ヶ島西端と香焼町長刀崎を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域のうち(1)を除く海域	A
	(3)上記(1)(2)を除く海域	A

(3) 公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目 名	基準値		
	河川	海域	地下水
カドミウム	0.003 mg / ℓ 以下		
全シアン	検出されないこと。		
鉛	0.01 mg / ℓ 以下		
六価クロム	0.02 mg / ℓ 以下		
ヒ素	0.01 mg / ℓ 以下		
総水銀	0.0005 mg / ℓ 以下		
アルキル水銀	検出されないこと。		
PCB	検出されないこと。		
ジクロロメタン	0.02 mg / ℓ 以下		
四塩化炭素	0.002 mg / ℓ 以下		
クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)	—		0.002 mg / ℓ 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg / ℓ 以下		
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg / ℓ 以下		
1,2-ジクロロエチレン	—		0.04 mg / ℓ 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg / ℓ 以下		—
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg / ℓ 以下		
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg / ℓ 以下		
トリクロロエチレン	0.01 mg / ℓ 以下		
テトラクロロエチレン	0.01 mg / ℓ 以下		
1,3-ジクロロプロパン	0.002 mg / ℓ 以下		
チウラム	0.006 mg / ℓ 以下		
シマジン	0.003 mg / ℓ 以下		
チオベンカルブ	0.02 mg / ℓ 以下		
ベンゼン	0.01 mg / ℓ 以下		
セレン	0.01 mg / ℓ 以下		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg / ℓ 以下		
ふっ素	0.8 mg / ℓ 以下	—	0.8 mg / ℓ 以下
ほう素	1 mg / ℓ 以下	—	1 mg / ℓ 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg / ℓ 以下		

5 騒音に係る環境基準

(1) 一般地域

等価騒音レベル (LAeq)

地域 類型	基準値	
	昼間〔午前 6 時～午後 10 時〕	夜間〔午後 10 時～翌日午前 6 時〕
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

※ 1 AAをあてはめる地域とは、療養施設、社会福祉施設等が集中して設置される地域など特に静穏を要する地域。

2 Aをあてはめる地域は、専ら住居の用に供される地域。

3 Bをあてはめる地域は、主として住居の用に供される地域。

4 Cをあてはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域。

(2) 道路に面する地域

等価騒音レベル (LAeq)

地域の区分	基準値	
	昼間 〔午前 6 時～午後 10 時〕	夜間 〔午後 10 時～翌日午前 6 時〕
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

※ 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定幅員を有する帯状の車道部分をいう。

(3) 幹線交通を担う道路に近接する空間

等価騒音レベル (LAeq)

昼間〔午前 6 時～午後 10 時〕	夜間〔午後 10 時～翌日午前 6 時〕
70 デシベル以下	65 デシベル以下
(備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

※ 幹線交通を担う道路とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道、道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1号に定める自動車専用道路をいう。

(4) 騒音の大きさの例

騒音の大きさ (デシベル)	例
120	飛行機のエンジンの近く
110	自動車の警笛（前方 2m）
100	電車が通るときのガードの下
90	大声による独唱・騒々しい工場の中
80	電車の車内
70	電話のベル・騒々しい事務所の中・騒々しい街頭
60	静かな乗用車・普通の会話
50	静かな事務所
40	市内の深夜・図書館・静かな住宅地の昼
30	郊外の深夜・ささやき声
20	木の葉のふれあう音・置時計の秒針の音（前方 1m）

資料：「騒音規制法の解説」より

資料7

「ながさき環境都市宣言文」の解説

(1) 前文について

前文については、1段落目に、長崎市環境基本条例の前文を参考とし、長崎市の自然的社会的環境特性を述べ、2段落目に、環境の保全と創造に関して、将来の世代に対する私たちの責任を述べ、3段落目に、長崎市が「環境を大切にすまち」をつくることの決意を表しています。

(2) 箇条書きの文（項目文）について

項目数を5項目とし、長崎市環境基本計画に定める基本目標に沿って「循環」・「共生」・「参加」・「国際的取組」の要素をそれぞれの項目に含ませています。

多くの起草委員から長崎らしさを盛り込んだ宣言文にしたいということと、他都市に見られるような堅い宣言文にするのではなく、子供にもわかりやすく親しみやすい文章にしたいという意見が出されました。

そのため、項目文については、長崎のまちがイメージできるようなペーロン、ハタ、出島などの長崎を代表する風物などを取り入れ、なるべくやさしい言葉を用いて作成しています。

◆1 項目目は、きれいな水と空気の健全な循環を表しています。

空気を吸ったり、水を飲んだりした時に、おいしいと感じるぐらい汚染されていないきれいな空気や水を感じるようなまちにしたいという意味合いを含めています。

◆2 項目目は、恵み豊かな自然と人が継続的に共生していく姿を表しています。

「ホタル狩り」という言葉を使うことに対しては異論もあり、「ホタルが飛び交うような」とした方がいいなどの意見がありました。しかし、最終的には、視覚的なものだけではなく、ホタルとの触れ合い、つまり自然との触れ合いの意味合いも含めたいということと、むかしは使われていたが、現在、失われつつあるような言葉を復活させたいという思いからあえて、「ホタル狩り」を入れました。

◆3 項目目は、世界に誇れる長崎特有の環境である長崎の歴史・文化との共生を表しています。

長崎の歴史・文化というのは、長崎にとって重要な環境であり、将来に引き継いでいかなければならないものであるとの意見から、新たに付け加えられた項目です。

◆4 項目目は、市・市民・事業者が自主的、積極的な参加により、環境にやさしいまちづくりに取り組む姿を表しています。

「ごみのない美しいまちをつくります。」というのは、単なるまちの美観ではなく、資源を大切に、ゴミを出さないというゼロエミッションの考えを示しています。

◆5 項目目は、戦争は、最大の環境破壊であるという認識から、国際平和文化都市長崎として、世界平和の推進による地球環境保全への貢献を表しています。

被爆クスノキが戦争の時代の生き証人として今の時代に引き継いできたように、長崎市も自然と平和の尊さを将来へ引き継ぎ、世界へ発信し続けていくことが地球環境保全につながっていくことを強調しています。

長崎市第三次環境基本計画（改訂版）

改訂 令和8年8月

編集・発行

長崎市環境部環境政策課

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号

電 話：095-822-8888（代表） 095-829-1156（直通）

FAX：095-829-1218

Eメール：kankyo@city.nagasaki.lg.jp

URL：http://www.city.nagasaki.lg.jp